

令和 6 年 9 月 3 日

令和 6 年第 3 回岬町議会定例会

第 1 日会議録

令和6年第3回（9月）岬町議会定例会第1日会議録

○令和6年9月3日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場3階 本会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃

欠席議員 0名、欠 員 0名、傍 聴 10名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	総務部理事 兼総務課長	南 大介
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	谷 卓哉
副町長 上田 隆	しあわせ創造部総括理事	辻里 光則
教 育 長 古橋 重和	しあわせ創造部理事 (地域福祉・保険年金担当)	松本 啓子
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部理事 (保健センター担当) 兼保健センター所長	川井 理香
総務部長 会計管理者 西 啓介	都市整備部理事 (土木担当) 兼土木課長	小坂 雅彦
財政改革部長 内山 弘幸	都市整備部理事 (建築担当)	佐々木 信行
しあわせ創造部長 松井 清幸	都市整備部理事 (産業観光促進担当)	吉田 一誠
都市整備部長 奥 和平	下水道事業理事 教育委員会事務局理事	奥田 敏幸
教育次長兼指導課長 松井 文代	(生涯学習担当) 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	岩田 圭介

まちづくり戦略室理事
(人事担当) 廣 田 尚 司
まちづくり戦略室
企画政策推進監 寺 田 武 司
まちづくり戦略室理事
(企画地方創生担当) 新 堀 満
まちづくり戦略室
危機管理監 寺 田 晃 久
兼危機管理担当課長

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明 議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和6年9月3日から9月26日(24日)

○会議録署名議員

6 番 奥 野 学 7 番 道 工 晴 久

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年第3回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹原伸晃議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

6番 奥野 学君、7番 道工晴久君、以上の2名の方をお願いします。

○竹原伸晃議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月3日から9月26日までの24日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月3日から9月26日までの24日間と決定しました。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。

町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和6年第3回岬町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

まず初めに、台風10号においては、本町では大きな被害の確認はなかったものの、西日本から東日本にかけての太平洋側を中心とした広範囲の地域で、台風本体や台風周辺の雨雲の影響により甚大な被害が発生しております。

このたびの災害により、尊い命を失われた皆様に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様のご安全とご被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

また、先月8月8日に発生した日向灘を震源とする地震において、多くの負傷者や建物被害が発生しました。

そして同日には、日向灘での地震を受け、南海トラフ地震の想定震源域において、大規模地震の発生が平常時に比べ相対的に高まっていると考えられたことから、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

この情報が発表されたのは、令和元年に運用が始まって以来、初めてであり、多くの国民がどのように対応してよいのか分からず、困惑されました。

本町としまして、8月8日には災害対策本部を招集し、日頃からの地震への備えの再確認に関する住民への情報提供に努めてまいりました。

今後におきましても、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではございませんので、引き続き、常時から関係機関と連携を図り、情報収集及び情報発信に努めてまいります。

さて、本定例会にご提案申し上げます付議事件でございますが、令和6年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてなど、補正予算についてが4件、訴えの提起についてなど、事件案件が3件、岬町国民健康保険条例の一部改正についてなど、条例の一部改正についてが2件、令和5年度岬町一般会計決算の認定についてなど、決算認定についてが9件、令和5年度岬町健全化判断比率の報告についてなど、報告についてが6件、以上、議案9件、認定9件、報告6件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

○竹原伸晃議長 日程第3、一般質問を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。なお、登壇者につきましては、発言が聞き取りにくいとの意見がありますので、マスクを外した上で発言することといたします。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

初めに、大里武智君。

○大里武智議員 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。大里武智です。

初めに、今回の台風10号により、被害を受けられた方々にお見舞い申し上げます。

それでは、質問させていただきます。

今年は、米の不足が大きな問題になっております。昔は、岬町でもこの時期になると、稲穂が実り、輝いている田んぼが多く見られました。しかし、近年は雑草が生い茂って田畑や太陽光の真っ黒いパネルが敷かれた景色に変わっているところが目立ちます。

そこで、町内の農地や農家の現状についてお聞きしたいと思います。

日本国内で農地面積は昨年2023年で430万ヘクタールと、ピークの1961年から3割近く減少しているそうです。本町は、ただでさえ狭い農地ですが、その農地の現状はどのような状況でしょうか。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 大里議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、本町の農地の現状につきましてですが、毎年実施しております農地パトロールの結果を基に、令和5年度の状況をお答えさせていただきたいと思います。

本町の令和5年度の農地の現状といたしましては、全体で160.4ヘクタールの農地があり、その内訳といたしましては、農作物の耕作を行っている農地、これは73.3ヘクタールで、耕作放棄により荒廃した農地は53.7ヘクタール、荒廃農地まではいかないが、現在、農地としての利用がなく、今後も農地として利用化される可能性の低い遊休農地は33.3ヘクタールとなっております。

なお、遊休農地につきましては、令和4年度の23.7ヘクタールから、令和5年度は33.3ヘクタールとなり、令和4年度に比べ9.6ヘクタール増加しており、割合にしますと、町内農地に対する遊休農地の割合も15.3%から20.7%と、5.4%増加しております。

このような遊休農地や荒廃農地の増加は、本町の農家の大半が、自給的農家で農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでいることが最大の要因であると考えております。

その他の要因といたしましては、広大で集団的な農地が少ないといった、本町の地勢的な要因や、有害鳥獣による農作物被害、小規模な農家が農業をなりわいとしていくことが困難な状況であるという状況が考えられます。

このような状況の中、近年の傾向として高齢化が進み、後継者のいない農家では、農業の継続を断念し、農地転用などにより太陽光パネルを設置するといった事例も増加している状況となっております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 農業に携わっておられる方々が抱えている課題もたくさんあると思います。

過疎化や高齢化、そして、後継者不足で耕作放棄地の増加につながっています。農地として、維持管理していくのも大変だと思います。草刈り等の作業の負担を減らすため、農地を太陽光発電施設の建設に転用しているところも増加しております。

平成29年頃から岬町内にも太陽光パネルと太陽光発電所が増え続けています。平成30年頃には、議会でも数人の議員の方々が一般質問するとともに、担当課のほうで検討され、平成31年には、岬町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例が制定されております。この条例制定後、条例制定手続きに基づき、太陽光発電施設を設置されている件数はどれくらいの件数でしょうか。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事 大里議員のご質問にお答えさせていただきます。

岬町においては、平成31年4月1日に岬町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例を施行しております。この条例に基づき、太陽光発電施設として、建築物の屋根・屋上に設置するものを除く発電出力10キロワット以上のものを設置し、事業を行おうとする場合は、事業実施前に岬町との事前協議を行うとともに、事業実施に対する届出を行い、施設を設置することとなっております。

件数といたしましては、平成31年条例施行後、事前協議を行ったものは19件、その後、届出を行ったものは15件で、現時点で設置済みとなっているものは9件となっております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。

今、お伺いした設備の発電所はもちろん、現在申請中、計画中の発電施設事業者もあるようです。それらの事業者は、条例に基づき、周辺や関係住民の方々に、適切な説明を行い、理解を得ているのでしょうか。また、現在申請中の発電所は、農地を転用するようですが、周辺に農地を持ち、農作物を耕作している方々、農地はもちろん、水路や農道の確保等も含めて、十分な説明、対応を取られているのでしょうか。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事 大里議員のご質問にお答えさせていただきます。

太陽光発電施設の設置に当たっては、事業者は関係法令を遵守するとともに、岬町が制定している条例も遵守し、設置することとなります。

条例には、事業者が行う事項として、事業区域の周辺関係者に対し、事前に説明会を開催する

など、当該事業計画に関する周知について、必要な措置を講じるとともに、周知に当たっては、事業者にて、事業計画の内容について、周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない旨、示されております。

本町との事前協議においても、事業者には改めて、周辺関係者の理解が得られるよう努めるとともに、地域との共生を図るよう助言等を行っております。

事業者においては、条例等を遵守するとともに、地域との共生の下、周辺関係者と協議を行い、その協議により必要な措置を講じ、事業計画に反映するなどの対応もなされております。

現在、計画中、建設中の施設についても、事業者において、周辺関係者と協議を行い、事業区域内の隣地境界付近に防草シートを貼り、周辺部への草の繁茂等が起こらないような対策をするなど、一部事業計画を見直し、地域との共生を図るよう努められてもおります。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 脱炭素再生可能エネルギーとして、太陽光パネル、太陽光発電施設は必要な面も大きいですが、周辺地域とのトラブルも全国的に問題になっております。

隣接農地と境界ぎりぎりにフェンスを設置された場合、草刈りがやりにくくなったり、トラクターが通れなくなったりなどの問題や、除草剤の周辺への影響、また、周辺住民への太陽光パネル反射問題や音、電磁波による影響など、設置予定の土地所有者のみならず、隣接地など周辺住民や耕作者など影響があると思われる方に、事前に計画をきっちりと説明するよう、指導よろしくをお願いします。

また、先日も、台風で被害の心配をしたばかりですが、近年は、大型で強い台風が発生しています。太陽光発電施設の何百枚もの太陽光パネルが強風により破損した事例もあります。被害を最小限にするため、予防点検や事前対策を行う等、早期の対策で台風に備えておくこと、台風通過後は速やかに設備の臨時点検を行い、設備の被害が認められた場合は、できるだけ速やかに対応するよう指導をお願いします。

ところで、固定価格買取制度、FIT制度の促進で、太陽光発電施設、太陽光パネルの設置が急速に進んで約10年がたちます。その当時の太陽光パネルの寿命は、約25年から30年です。2035年から2040年にかけて、太陽光パネルの大量廃棄問題が近づいてきます。太陽光パネルには、カドミウムなどの有害物質を含んでいるため、有害物質によって農地などに土壌汚染が起きるのではないかと心配されております。その役目を終えた太陽光パネルが、事業者によって適切に処理されるよう、町としては、対応策などは考えておられるのでしょうか。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事 大里議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、事業を行っている太陽光施設についても、今後、どこかでは事業を終了し、施設を廃止する迎え、設置されている太陽光パネルの廃棄も見込まれます。

本町が制定している条例においても、それらを考慮し、太陽光発電施設の廃止後において行う措置に関する事項についても、施設基準とし示しております。

具体的には、まず、撤去及び処分費用の確保として、太陽光発電事業終了後に、適切に撤去及び処分を行うため、その実行にかかる費用を想定した事業計画を策定するとともに、撤去及び処分費用を適切に確保するために積立て等の計画的な調達及び手配をするように努めることとしております。

次に、事業終了後の撤去及び処分の実施として、太陽光発電事業を終了した発電設備について、撤去までの期間においても、感電防止の観点も含め、適切な処置を講じながら、適切に維持管理するよう努めるとともに、太陽光発電パネルを含めた発電設備の撤去及び処分については、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うこととしております。

事業者においては、関係法令を遵守するとともに、これらの基準も遵守し、太陽光発電施設の廃止を行うこととなっております。

廃止に当たっては、事業者より岬町に事業廃止に係る届出がなされ、岬町においてもその状況を確認することとなっております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 今朝の新聞にもありましたが、国も2030年代に耐用年数を超え、大量廃棄される太陽光パネルを懸念して、企業などにリサイクルを義務づけ、環境負荷を図り、リサイクルせずに廃棄や放置した場合の罰則を設けることも視野に入れているそうです。

経産省と環境省が新たな有識者会議を設置し、年内をめどに具体的なリサイクルの方法や費用補助などの支援策をまとめ、来年の通常国会に提出するそうです。

本町も寿命を終えた太陽光パネルが大量の有機廃棄物となって環境を破壊することのないよう、太陽光パネルの残骸の山にならないように、発電事業終了後に適切に撤去及び処分の確認等指導をよろしくお願いします。

続きまして、初めの回答にもありましたが、本町内で農家の高齢化や、後継者不足のほか、農業が困難になる理由として、有害鳥獣による農地や農作物被害がありました。有害鳥獣によって農業を諦める人や、耕作放棄地の増加につながっています。

大阪府における有害鳥獣による令和4年度の農作物被害は、被害面積が約48.4ヘクタール、

被害金額は1億4,000万円となっております。耕作放棄地の増加や、生産者の営農意欲減退に拍車をかける要因となっております。

さきの6月議会でも、出口議員が一般質問されていまして。その出口議員の質問以降の有害鳥獣対策の現状について、お伺いしたいと思います。

令和6年度本年4月から先月8月まで、有害鳥獣の捕獲状況はどうなっているのでしょうか。また、本年の岬町有害鳥獣被害防止計画では、どの程度の捕獲を考えておられるのでしょうか。お願いします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの大里議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年度の有害鳥獣の捕獲状況につきましては、8月末現在で、イノシシが87頭、アライグマが23頭となっております。アライグマは減少しておりますが、イノシシは前年度の同時期と比べまして27頭増加しております。

令和6年度の岬町有害鳥獣被害防止計画では、イノシシを735頭、アライグマを103頭を捕獲する計画としております。なお、前年度から増加しておりますが、この防止計画の計画頭数が許可する頭数の基礎数値となりますことから、捕獲実績の数値より多めに積算をしております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 それでは、イノシシなどの有害鳥獣の対策や捕獲に当たっておられる有害鳥獣対策協議会協議委員と有害鳥獣捕獲従事者について質問させていただきます。

現在の有害鳥獣対策協議会協議委員と有害鳥獣捕獲従事者の高齢化が進んでいるように思われますが、その人数と平均年齢はどれぐらいでしょうか。また、今後、この有害鳥獣対策をどのように取り組んでいこうと考えておられるのでしょうか。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

岬町有害鳥獣対策協議会の協議委員につきましては、現在16名の協議委員がおられますが、平均年齢は70歳以上と高齢化が進んでおる状況となっております。また、捕獲従事者の方は、現在19名で、平均年齢は協議委員同様、70歳以上となっており、高齢化が進んでいますが、比較的元気に活躍され、鳥獣捕獲に努めていただいているところとなっております。

一方で、最近では、20代や50代の方の加入があったというところですが、新たな担い手の確保の取組が必要と認識しております。

今後の取組につきましては、本町では、現在、農業被害の観点から有害鳥獣の捕獲を行ってお

りますが、近年、町内の方から有害鳥獣による住環境を脅かす被害の情報もお受けしております。また、鹿の目撃情報なども出てきておるところとなっております。

このような現状を踏まえ、7月に岬町有害鳥獣対策協議会を開催し、住環境を脅かす事例や、鹿の目撃情報などを共有し、これらについて議論をしていただき、今後の被害対策や捕獲方法など、先進事例の調査研究をして、対策の強化に努める方針が決定されました。

また、新たな捕獲従事者の確保の取組につきましても、農作物の被害を受けている方にとどまらず、広く町民の方に捕獲に対する興味・関心を持っていただけるように、広く広報するとともに、狩猟免許免除の新規取得費用の助成の取組を進め、新たな担い手の確保の取組を進める方針としております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 有害鳥獣に関しては、切実な問題です。後継者の高齢化が進んでいる現状ですが、今後、この対策が滞ることのないよう、新たな新規の取得者確保によろしくをお願いします。

また、今の回答にありましたが、これまでなかった鹿の目撃情報、今後の捕獲手法など対策強化に努めるとありました。全国でも過疎化や指導者の減少、温暖化などでニホンジカの生息域も3倍に広がっているそうです。できる限り早めの対策をお願いしたいのですが、今までのイノシシなどで使っていた檻では、鹿の捕獲するのは難しいと思います。鹿の目撃情報は増えています。早急に捕獲等の対策を進めていただきたいです。何か対策等はお考えでしょうか。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの鹿の捕獲対策についての考えについて、お答えさせていただきます。

鹿の捕獲につきましては、本町で初めて鹿の捕獲があった平成29年から捕獲従事者に対し、鹿を捕獲対象鳥獣に加え、年間捕獲頭数を10頭を上限として捕獲許可を付与しております。なお、鹿の捕獲には、くくりわなが適していると言われており、捕獲従事者19名のうち、箱わな以外に、くくりわなの許可を付与している方は6名います。

こうした状況を踏まえ、7月に催いたしました岬町有害鳥獣対策協議会では、協議会予算を活用して、鹿の捕獲に適したくくりわなを購入し、鹿の捕獲対策の充実を図っていくことを決定したところとなっております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。できる限り早めの対策をお願いします。

農地やせっかく育てた農作物が荒らされることのないよう、農家の方々をはじめ、住民の皆さま

んが安心して畑仕事ができるよう対策をお願いします。

ところで、今年度の有害鳥獣被害防止計画では、イノシシ735頭、アライグマ103頭を捕獲する計画ですが、岬町内では、捕獲したこのような動物はどのように処分されているのでしょうか。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

捕獲された有害鳥獣の処分はアライグマは、殺処分して火葬場で焼却の処分を行っております。また、イノシシにつきましては、埋設するか、自家消費されているというふうに聞いております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 イノシシについては、大半が埋設されているということでした。有害鳥獣対策の課題の一つが、捕獲後の利用方法です。住民に被害を与えている有害鳥獣ですが、その捕獲したイノシシや鹿をただ埋めてしまうのではなく、何とか新しい形にして利用はできないものでしょうか。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの猪肉等をジビエとして活用できないかというご質問にお答えさせていただきます。

本町では、従事者のうち、お一人は捕獲したイノシシの食肉加工を行い、猪肉として、ふるさと納税の返礼品や、道の駅みさきに出荷するなどして、本町の特産品として販売をされております。また、先進的な取組を進められている和歌山県では、捕獲従事者が捕獲したイノシシや鹿を受け入れることのできる食肉処理施設を整備し、捕獲したイノシシや鹿の解体を行うだけでなく、飲食店も設置し、ジビエ料理として提供したり、捕獲従事者育成にも取り組んでいる事例があると聞いております。

本町におきましても、先進事例の研究、国の補助制度の調査、猪肉を提供している従事者の方へのヒアリングを行うなどとともに、新たな民間事業者の参画の可能性なども含め、町内で捕獲した全てのイノシシを受け入れることのできる食肉処理施設の整備が実現可能かどうかを調査研究して、判断してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 現在も捕獲したイノシシをジビエとして、ふるさと納税の返礼品などの本町の特産品として販売されていてくださり、本当にありがとうございます。しかし、数年前、豚コレラの影響で捕獲頭数が減っていましたが、ここ数年は増え続けています。野生鳥獣の被害が全国的

に深刻化しているため、国も駆除とともに、捕獲後の鳥獣の活用を後押しするようです。全国で捕獲された鹿やイノシシのうち、ジビエとして食肉に加工され、流通する割合は約1割にとどまっております。

農林水産省も、市町村の被害防止計画に基づいて、捕獲した鹿やイノシシの有効活用などをする取組を支援する有害被害防止総合対策交付金を準備し、食肉処理加工施設などの整備など、ジビエ商品などの開発に使われています。今年度は99億円が計上されているようです。

本町も国や大阪府と連携し、町内で協力してくださる新たな民間事業者の参画の可能性をぜひ可能にして、新たな岬町の新たな特産品を作り出してください。

続いて、岬町内の小学校中学校の取組について、お伺いしたいと思います。

6月の議会でも質問させていただきましたが、それぞれの小学校、中学校において、いろいろ工夫して魅力ある取組、行事を行っていると思いますが、どのような取組を行っているのでしょうか。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 大里議員のご質問にお答えします。

それぞれの学校が取り組んでいる魅力ある行事を少し紹介させていただきます。

淡輪小学校では、昭和58年度より国有林を借用し、学校林の活動に取り組んでおります。学校林育樹会、PTA役員やボランティアの保護者の方たちの協力の下、整備活動を行っていただき、子どもたちは森林の果たす役割と学校林の歴史やSDGsについて学び、また、淡輪財産区の方の間伐作業の見学や木の皮むき体験、育樹会の方からの木工教室を毎年行っております。

深日小学校につきましては、地区福祉委員会主催のキッズアイボランティアといって、独り暮らしのご年配のお家に児童が福祉委員さんと一緒に行ってお喋りをしながら、ご年配の見守りを行っております。また、深日盆踊り保存会の皆様方に盆踊りを教えていただき、地域交流を深めております。

多奈川小学校では、毎年、福祉多奈川小フェスタといって、社会福祉協議会と地域、多奈川小学校が一体となって、防災・減災を目的とした訓練を行い、小学校児童はキャリア教育の一環としてのお店を出店しております。また、今年度は、PTA主催の多奈川盆踊り大会が開催されました。子どもたちは、港東地区の盆踊り保存会の皆様方に盆踊りを教えてもらい、交流を深めております。

そして、深日小学校、多奈川小学校は併設している保育所と合同避難訓練等で保育所児童との交流も深めております。岬中学校では、夏休みが終わり、2学期のスタートを楽しいイベントで

盛り上げ、毎年2学期の始業式の後、PTAの役員の方や保護者、PTAのOBの方たちと一緒に、岬中フェスタを行っております。内容といたしましては、生徒たちのダンスなどの発表や、PTA役員、OB、保護者の方々によるお店の出店を行っております。

各小中学校は、それぞれ学校の特色を生かし、地域一体となって、いろんな行事に取り組んでおります。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。それぞれの学校と地域、そして、PTAと子どもたちの協働で子どもたちのことを考え、すばらしい取組だと思います。

先日、多奈川小学校で開催された盆踊りと岬中学校で行われた岬中フェスに参加させていただきました。多奈川小学校では、地域の方々やPTAの方々を含めて、約500名近くの参加者で、すごくにぎわっていました。中学校も子どもたちの笑顔あふれる2学期のスタートとなる取組だったと思います。

このような各学校の取組を含めて、学校の特色や行事を地域はもとより、岬町に移住を考えている人、岬町で子育てを考えているの方々への教育活動の情報提供の取組の現状について、お教えてください。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 淡輪小学校につきましては、教育活動の情報は、ホームページや学校だよりで掲載しております。深日小学校、多奈川小学校については、学校独自でブログを作成し、ホームページ、学校だよりで掲載しております。岬中学校につきましては、教育活動の情報は、学年通信等で毎月発信させていただいております。業務が重なることが多い学校は、掲載や更新が遅れる場合もございますが、子どもたちが一生懸命教育活動に励んでいる姿をできる限り掲載、更新できるように努めていただくよう、学校に周知してまいります。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。

岬町は、過疎化、人口減少、少子化が、深刻な状況です。しかし、この町の魅力ある教育、魅力ある学校、魅力ある学習などを発信して、この町で子育てしたい方に届くようにしてください。

昨日、子ども食堂や子どもたちの居場所の活動発表と交流会に参加させていただきました。そこでお会いした方から、岬町の小学校の活動内容に関心があり、気になっているのに、ホームページの更新がないのが残念だと言われました。

本日、先ほど各学校のホームページを見させていただきましたが、学校によってホームページ

の内容も大きく違う現状です。ブログの更新状況にも大きく異なっております。

8月末から来られたALTの先生の紹介、本日の大阪88万人訓練に先駆けて、昨日の給食に防災食が出されたことや、その感想、今、学校の活動状況を活発に更新している小学校や年間行事予定を掲載しているホームページなど、いろいろでした。ぜひ、たくさんの人に届くよう頑張ってください。

最後になりますが、6月議会において、小学校3校の今後の在り方について、学校選択制などを検討していくという回答がありました。何か検討は、その後行っているのでしょうか。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 大里議員のご質問にお答えいたします。

先般の6月議会におきましては、小学校の統合及び小中一貫校、または義務教育学校についてはというご質問に対し、現時点では、できる限り小学校3校を維持していきたいと考えておりますが、この先さらに少子化が進み、小学校3校を維持することが厳しい状況になった場合に備え、まずは、少人数での教育のよさを生かしたきめ細やかな指導や特色のある教育を行う学校選択制の一つである特認校制度を、教育委員会で深く議論、検討してまいりたいと考えておりますと答弁させていただきました。

現在、今後の教育環境の在り方特認校制度について、教育委員会で議論を行っているところであります。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。今後もしっかり検討をお願いします。

学校に通うのは子どもたちです。そして、どこで教育を受けさせるか、どこの学校に通わせたいかを選ぶのは子どもと保護者です。

文部科学省も学校統合を選択しない場合のケースとして、学校当該地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設として位置づけ、地域を挙げて、その充実を図ることを希望する場合とあります。その場合においても、小規模校の存続をさせる場合、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育制度の本旨に鑑み、小規模校のデメリットを最小限化し、メリットを最大化する方策を計画的に講じる必要があるとあります。

いろいろ今紹介していただいた取組はすばらしい取組だと思います。学習面においても、各小学校、アフタースクール、その他いろいろ読書活動、英検、漢検、たくさんの取組をやっていると思います。学習することは、子どもたちにとって、大切です。学力も大切です。でも、学力だけではなくと思います。全国学力テストでトップクラスの副作用が不登校という記事を目にした

こともあります。2007年に全国学力テスト開始当時から連続してトップクラスの結果を出していることで注目されている秋田県です。本当に子どもたちが通いたい学校、保護者の方たちが通わせたい学校、子どもたちにメリットが最大化できるよう、町とともに考えていきたいと思えます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○竹原伸晃議長 大里武智君の質問が終わりました。

次に、瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ただいま議長より発言のお許しをいただきました瀧見明彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、台風10号にて被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただく前に、議長もご存じとは思いますが、昨年も私は、通告に載っております同様の質問を9月議会にてさせていただきました。これは、一般質問の手抜きでも、また、行政の皆様に対するいやがらせでもございません。毎年度健全化判断比率の状況を聞くことにより、岬町財政の健康診断をさせていただいております。私が議員である限り、9月議会では同様の質問をさせていただきたいと思っております。どうか、議員の皆様、また、この暑い中、足を運んでいただきました傍聴の皆様、瀧見は、また9月議会で同じことを聞いているとおっしゃらずに、最後までお付き合いいただけますようお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、最初の質問をさせていただきます。

令和5年度決算における岬町の健全化判断比率についてお伺いいたします。ご答弁よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 瀧見議員のご質問にご答弁させていただきます。

健全化判断比率につきましては、北海道夕張市が財政再建を求められたことを契機に、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や財政再生の必要性を判断するためのものとしまして、平成20年度決算より算定が求められたもので、それぞれの指標につきましては、早期健全化基準、財政再生基準が定められており、一定の基準を超えた場合には、財政の早期健全化や国等の関与による財政再生を求められるものとなっております。

まず、4指標のうち財政運営の深刻度を表す指標となっております一般会計等を対象とした実質赤字比率と全会計を対象とした連結実質赤字比率につきましては、本町は黒字決算でありますことから、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに生じておりません。

次に、一般会計等が負担する地方債の償還や、これらに準ずる経費の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標であります実質公債費比率につきましては、早期健全化基準が25%以上、財政再生基準は35%以上となっております。

本町の令和5年度決算につきましては11.6%となり、昨年度に比べまして、地方債の償還やこれらに準ずる経費は大きな増減がなかったものの、臨時財政対策債や基準財政需要額に算入された公債費が減少したことなどで、0.5ポイントの悪化となりました。

次に、一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の割合を表す将来負担比率につきましては、早期健全化基準が350%以上、財政再生基準はございません。本町の令和5年度決算につきましては107.0%となり、昨年度に比べ地方債残高が減少したものの、基準財政需要額に算入される地方債残高や、基金残高が減少したことなどで、1.2ポイントの悪化となりました。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率とも赤字が生じていないと、要するに黒字であるということをお伺いいたしまして、ほっといたしました。また、実質公債費比率については0.5%、また、将来負担比率についても1.2%、若干後退はしておりますが、許容範囲かなというような数字をご報告していただきまして、これもほっとしております。

それでは、続けて、令和5年度決算における岬町の経常収支比率についてお伺いいたします。

ご答弁よろしく申し上げます。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 瀧見議員のご質問にご答弁させていただきます。

経常収支比率につきましては、人件費などの経常的に支出する経常経費充当一般財源が、町税や普通交付税などの経常的な収入である経常一般財源に占める割合をいいます。そして、こちらの指標につきましては、財政構造の弾力性を表す指標となっておりますが、本町の令和5年度決算につきましては94.6%となり、昨年度に比べ施設の光熱水費や退職手当が減少したことなどで0.3ポイント改善いたしました。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ありがとうございます。昨年度に比べ0.3%改善ということで、これは喜ばしいことだと思います。我々が視察にほかの市町等を訪れますと、お宅様の経常収支比率はどれぐらいなんですかということで、財政の状況をその数字をいただいて比べたりよくします。少しでも、コンマ1%でも岬町の経常収支比率が上がっていくということは大変喜ばしいことだと、

感じております。

それでは、次に、今後の見通し及び取組についてお伺いいたしたいと思います。ご答弁よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 瀧見議員のご質問にご答弁させていただきます。

本町は、少子高齢化に伴う人口減少の影響や、主要な企業の撤退などにより、厳しい財政状況にあります。しかし、そのような中でも、町長、副町長、教育長の給料削減をはじめとした行財政改革を推進することで財源を捻出し、子ども・子育て環境の充実、住民の安全・安心な暮らしの実現、人口減少に歯止めをかけるべく、移住・定住施策に取り組むことで、町の価値を高めるまちづくりに努めてまいりました。

これまでの取組といたしましては、深日保育所を耐震工事が完了いたしました深日小学校への移設を、保育料につきましては、課税世帯、0から2歳児の第1子の半額軽減を、小学校給食につきましては完全無償化を、本町の新たな交流拠点としまして、皆様に親しまれている道の駅みさきの整備を、防災避難道路としての町道海岸連絡線の整備などを行いました。

そして、令和3年度には、皆様に長年ご負担いただいております固定資産税の超過課税を完全撤廃いたしました。

健全化判断比率につきましても、厳しい財政状況の中で、これまでの行財政改革の取組の成果によりまして、着実に改善傾向となっております。中でも、実質公債費比率は、平成21年度の21.3%が、令和5年度では11.6%となり、元利償還金の減少などによりまして、9.7ポイント改善いたしました。

経常収支比率につきましても、平成21年度の98.6%から、令和5年度では94.6%となり、4.0ポイント改善いたしました。

しかし、少子高齢化の影響や物価高騰が続く状況の中で、町の財政は今後も厳しい状況が続くと予想されます。健全化判断比率の算定におきましては、町債の元利償還金や現在高、職員の退職手当支給予定額などを使用することから、将来の財政負担を見据える必要があります。

経常収支比率を改善させるためには、住民のニーズに的確に応えながら、行政の効率化を図り、企業誘致を積極的に行うことで収入の基幹となります地方税の増収を目指す必要があります。そのためにも、現在策定中の次期集中改革プランによりまして、引き続き、財政の健全化の取組を強化してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ありがとうございます。これから岬町の財政が急に良くなるというのは、あまり考えにくいので、少しずつでも結構です。それから、策定中の次期集中改革プランで、少しずつ亀の歩みでも結構です。少しずつ少しずつ良くしてください。期待しております。これからも、将来の財政負担を見据え、現在、私たちが直面しております物価上昇とか、町民の皆様に対する安定した堅実な行政サービスが提供できますように、安定した財政運営をお願い申し上げます。

結びになりますが、傍聴の皆様、聞き慣れない財政用語にお付き合いをいただきまして、誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。

以上にて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君の質問が終わりました。

谷崎整史君。

○谷崎整史議員 議長の許可を得まして、質問をさせていただきます。大阪維新の会所属、会派代表谷崎でございます。

まず初めに、私有地危険箇所への助成措置の検討対応をお願いしたいということで質問をさせていただきます。

私有地について、崖地、擁壁の劣化など危険箇所について、所管外とされた事象がございます。これは、原課の法律においてはしようがないと解釈されるところであります、町として何らかの適切な助成を確立できないかという趣旨でございます。

もちろん所有者責任において管理できるよう、町の機関として補助的に指導、資金助成を行えるような検討を進めるべきであると考えております。私有地の崖、擁壁、通常擁壁5メートル、斜度30度が一つの規制の要となっておりまして、30度以上である、5メートル以上であるという場合は、危険箇所として認定されておる場合が多いと思います。ただ、その基準以下でありましても、民地間であるとか、あるいは経年劣化、あるいは過去の補助金において実施されたものであっても、洗堀などが起こって危険である場合があると、そういう事例に対しての補助はないという状況でございます。

神奈川県横浜市、相模原市などでは、ある程度の補助金を出すという独特の制度を持っておりますが、本町ではそういう制度がなく、何らかの対策は可能ではないかということで検討を求めるものでございます。

○竹原伸晃議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、本町が私有地の崖崩れ、地滑り、土石流のような災害から住民の生命及び身体を保護するため、国、大阪府の補助金を受けながら行っている土砂災害特別警戒区域内家屋移転等助成事業を紹介させていただきます。

その事業の経緯としましては、平成11年6月29日、広島市、呉市を中心とした集中豪雨により土砂災害で死傷者が出る大きな土砂災害が発生しました。その原因としましては、住まわれている方が土砂災害危険箇所を知らなかったこと、土砂災害危険箇所での宅地開発が進んでいたことが考えられております。

この災害を契機に、土石流や崖崩れのような災害に対しては危険箇所への手当を行うとともに、抜本的には危険な地域に家が建つことを事前に防止をする処置をとる必要があるとの認識が持たれ、土砂災害のおそれのある箇所を明確にし、住宅等の新規立地抑制などや警戒避難体制の整備などを位置づけた土砂災害防止法が平成13年4月1日に施行されました。

その土砂災害防止法の施行に伴い、大阪府は、土砂災害危険箇所の区域指定を行うため、基礎調査をし、その結果を基に土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定をし、特に土砂災害特別警戒区域内の既存家屋移転に対する補助制度を創設されております。

本町も大阪府の助成制度の創設に基づき、土砂災害特別警戒区域に指定を受けた住民に対し、住宅の移転にかかる費用の一部などを現在支援しております。

そこで、議員お示しの岬町全域の私有地にある崖地、擁壁の劣化など危険箇所について、大阪府が基礎調査を行っており、危険箇所として、対象となる基準は、のり面勾配が30度以上で高さを超える崖などが特に危険な箇所と示されております。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 土砂災害警戒区域以外の所有者責任でのり面を管理できるよう、その法律から漏れて、さらに変な箇所があるということが問題ではないのかなと、防災上、ただ、防災担当ではそういう知見がないでしょうし、専門的な土木建築の意見が必要になってくるかと思います。

5メートル、高さ5メートルの空積みと練積みで、また、石垣も変わってきますけども、斜度30度、そういう基準をクリアして安全とされておっても、長年の洗堀とか、いろいろ地盤の状況がございまして、危険を感じておられる方がいらっしゃる。また、そういう過去の建築基準法で5メートルを超える根積みの石垣があるような団地もございます。

そういうところのものに対して、何らかのサービスができないのか。低利融資、無利子融資、あるいは調査、補助、あくまで私有でありましたら、所有者責任というのが前提ではございましょうが、町として、十分な対応をできる方法がないのか。ただ、斜度30度、高さ5メートルで

切り捨てられるものは、防災上の観点からも難しいと思いますので、専門的な見地からどのようにお考えかと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 ご質問にお答えさせていただきます。

町のサービスといいますか、窓口の対応とか、その辺についてご説明させていただければと思います。

本町の崖地、擁壁の劣化など危険箇所の対策方法などの相談窓口の設置につきましては、個人がお持ちの大切な宅地を管理するための対応方法を助言するには、専門的な知識が求められることから、本町での対応は難しく、そのため、大阪府内の特定行政庁と公益社団法人建築士会をはじめとした建築関係の各種団体が一体となって設立されている一般財団法人の大阪建築防災センターを紹介させていただいております。

また、土砂災害警戒区域以外の土地などに対し資金助成を行えるよう検討を進めるべきではということですが、現時点では、土砂災害防止法で土砂災害警戒区域以外の支援は制度化されていないため、資金助成をすることは難しいのでご理解していただきますようよろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。

斜度30度、高さ5メートルが、一応大まかな基準でございますが、基準に合致して移転させる場合でも、端的に言うと利子補給しかないんですよね。5,000万円かかって移転しても、その5,000万円にかかる利子の一部を補給すると、当然、移転なんかできることは普通ございません。法律をつくって、逃げているだけの法律ですし、また、町のほうで何ら対策できないと、それ以外のところ、基準にあっても利子補給しか府としてはできない、そういう状況である。それ以外に町としては対応できない、あるいは、斜度30度、高さ5メートルの基準以下であれば安全だし、何もできないと。上位法がないから何もできないということで、相談に来られた方が、何ら対応していただけないという状況を聞いた上での質問をしております。

ワンストップサービスというんですか、窓口の前でワンストップさせて、きびすを返して、帰してしまうと。それがワンストップサービスではないのであって、もう少し町として、何らかの制度的なもの、あるいは受皿としてのワンストップの方法を考えていただきたいと思うんですが、町長はこういう関係、どういうふうにお考えでしょうか。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 谷崎議員さんの質問にお答えさせていただきます。

先ほど、部長のほうから、そういった危険な崖地に対する対処の方法というのを説明したかと思いますが。町は何にもしないわけではなくて、やはり大阪府の特定行政庁と公益社団法人の建築士会などが一体となって設立された、そういった専門分野のところをご紹介しているというのが、現在までの町の対応なんですけども、それ以外にもっと窓口を広げて、もっと住民のそういった相談をきめ細やかにやっていく窓口はないのかということをご指摘いただいておりますので、併せて、そのことも大阪府の関係者と相談をして、住民の受皿というんですか、そういったことも検討してまいりたいとは思っております。

ただ言えることは、個人の財産はしっかりと個人で守るということが、国の法律で定めておりますとおり、危険な区域等について様々な条件をクリアした場合については、補助制度はありますけれども、現在のところではないということです。そういったことも含めて、いろいろと相談窓口の検討をしてみたいと思っております。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。できるだけ住民が窓口で足をとどめて、相談に乗っていただけるような対応をお願いしたいと思います。

いろいろ個人の私有地に対する責任を町が負うというのは難しい。現状でも思いますので、適切な指導の方法、相談の方法は何らかあると思うんですよね。ぜひともよろしく願いをいたしたいと思います。ありがとうございました。

次に、公共下水区域外の集中下水処理について伺いたいと思います。

令和3年3月と令和3年6月、また、令和6年3月の定例会で質しましたが、下水道指定地域での整備について、令和6年3月、地域を定めた集中処理、合併処理の検討を進めるとされる答弁をいただいております。

公共下水道の指定認可地域外での部分についてどうするかという質問に対して、地域を定めて、集中合併の検討をして、進めてみたいという返答をいただいておりますが、過疎法の適用、予算化、あるいはまた予算化ですね、要の手当等検討状況はどうか、伺いたいと思います。

○竹原伸晃議長 下水道事業理事、奥田敏幸君。

○奥田下水道事業理事 谷崎議員のご質問にお答えいたします。

令和6年3月の定例会で奥部長より、岬町過疎地域持続的発展計画の策定に当たり、下水道の整備に係る現状や問題点などを確認するとともに、今後、老朽化に伴う修繕、改築なども増える想定される中、事業区域内の見直しを含め、より計画的な整備の必要があり、下水道整備が見込まれない区域においては、合併処理浄化槽の整備の必要もあると位置づけを行っている答弁

させていただいており、今後、公共下水道区域外の整備は合併処理浄化槽での整備を考えています。

現在、公共下水道区域外整備の活用できそうな国庫補助事業、公共浄化槽等整備事業、環境配慮防災まちづくり浄化槽推進整備事業、特定環境保全公共下水道を調べています。

浄化槽整備推進事業には、合併処理浄化槽の個人設置型と共同浄化槽設置型がありますが、地理的要件、浄化槽の人槽算定、経済比較、整備地域の優先順位等の検討が必要であります。

下水道事業は、令和6年度より地方公営企業法の適用を受け、地方財政上の公営企業とされています。公営企業は、その事業に伴う収入によって経費を賄い、事業を継続していく独立採算制の原則になりますが、下水道事業の経営は厳しい状況です。また、財政が厳しい中、市街化区域の下水道整備を進めていますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。諸種検討いただいているということで、担当のほうではいろいろ補助金とか、どういう資料で、詳しく調査をいただいております。非常にありがとうございます。

ただ、今はまだ、机上での調査段階でございます。また、下水道事業は独立採算制ということで伺っておりますが、この基本的に、現状、一般財源の繰入れ、また、小島の集中下水につきましては、イニシャル初期投資は、別の一般財源でされたのであると思います。あと運営について、独立採算で行っているというふうに聞いたように思います。

やはり、公共下水道の申請認可されていない、除外されている、岬町で言うと、淡輪の畑とか、深日、孝子、東西両畑、ほかにも、除外されている区域があると思うんですけど、同じようなサービスを提供する必要があると思います。

そういう意味で、集中合併処理槽は、非常に有効な手段であると考えております。ただ、独立採算だからできない、今の下水道予算の中ではできないではなしに、当初、イニシャルについては、初期投資については、一般財源繰入れを考えていくべきである、あるいは様々な補助金の組合せ、過疎債の適用等の事業化の中に組み入れるべきであると考えております。

同一のサービスを全住民に提供すべきであるということで、現在、先ほど申し上げましたように、担当のほうで様々な補助金施策とか、検討をいただいておりますが、これを進めるには、来年度の予算において、さらに地点選定とか、地域における実施段階の下水道の人槽とか、設計ですね、見積り、そういうことを進めていくという予算取りが、やはり数百万円以上必要になってくるんじゃないかなと思います。

こういう点について、この担当の調査と、現在の取組方針の上に立って、集中下水について、町長はどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。できれば、来期の予算で何らかの予算立てが必要ではないかと考えております。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 谷崎議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど担当のほうから公益化して、これからは公営企業会計になるということで、単独収支をしなければならない。そのような中で、現在でもやりくりが非常に大変な状況にあるが故に、まず市街化区域を優先してやっていきたいというのが説明だったかなと、このように思っております。できれば、そういった市街化調整区域、または市街化区域でも、公共区域外のところについては、ある浄化槽等をしていただいて、そういった補助金制度を設けておるので、そういった方法でとにかく急場をしのいでいきたいという説明かなというふうに思っております。

私は、就任した当時は、この公共下水道系の予算は、やっぱり年額3,000万円だったんです。それじゃなかなか前へ進まないということで、厳しい財政状況の中でありましたけども、それを2,000万円上げて5,000万円に事業費を上げて、現在進めております。

しかし、それでもまだまだ兵庫地区、深日のほうがまだまだ進んでいないところ、例えば、多奈川港地区、平野地区といろいろあるわけなんですけれども、なかなか事業予算が少ないもんですから、前へ進まないという、そういう状況の中で、今、谷崎議員がおっしゃるように、公平の原則はよく私も理解できます。公平にやるべきだというのは分かりますけども、ご承知のとおり、岬町の地域は、やはりどうしても地域地域が分断した地域となってますので、なかなか本管を引いていくのに、公共下水道としては難しいので、どうしても、集落の事業として、合併処理、またはそういった合併浄化槽、そういったものを設置すべきかなというのは同じ考え方と思っております。

しかし、それには、その財源確保は、非常に難しく、今後、努力は一生懸命やってみますけれども、まずは、今、行政にしてやらなければいけないのは、今、なぜ深日の兵庫地区が遅れたのかというのは、一つの理由があるわけですが、深日の役場の前の踏切を横断して、推進工法で、本管から深日地域内に送水管を持っていくというような計画があったのですが、なかなかその事業が難しく、今後、オークワの前の道路整備をしたことによって、そこから本管を接続する工法に変えたということで、今、順次工事を終えながら、できるだけ深日地域の未給水地域を何とか給水区域に持っていきたいという思いで、今進んでおります。

そういったことで、じゃあ、合併浄化槽とか、そういったものを、放っておくのかということ

ではなくて、そういう要望等があるところについては、順次、国の助成制度をうまく使って、進めていきたいというふうに思っていますけども、現在のところ、正直申し上げまして、町単独で、そういった補助金を出して、その事業化を進めるということについては、もう少し時間をかけないと、結論は出せないのかなというふうに思っておりますので、その辺はご理解をしていただきたいなど。できるだけ、そういった未整備区域については、できるだけ、あらゆる手だてをしながら、頑張ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

2つ問題があります。現在の方法では、市街化の優先で、外部、それが外れたところは個人の合併浄化槽と、ここで一つ問題は、千早赤阪村では、ちょっと、口をに濁して詳しくは話を聞かれてないんですけども、区域外になったところは60万円か70万円出てるんです。ということは、つなぎ込みと浄化槽設置、ほぼ可能なんです。それは、過疎債なのか、ちょっと言葉濁されたんですが、いろんなやり方があるみたいなんです。

だから、そういう合併浄化槽、個別個別の合併浄化槽をするにしても、何らかの補助金のやり方があるように伺いました。そういうところも一度詳しく伺って、今は、もうつなぎ込みだけでどこでも30万円は要りますし、浄化槽を作ったら、数十万円要ることになりますんで、それもほぼクリアしてるような状況というふうに、3年か4年前に行ったときに伺っております。

2つ目の問題は、集中浄化槽、地域の集中浄化槽をつくるのは、今は財政的に非常に困難であると。ただ、調査研究を進めないと、数百万円の予算でもつけて、それ以上のステップへ行かないんです。今、机上で補助金がどんなのがあるかどうか調査をしている、ただ、具体的にここに何かするとしたら、これ位かかるからどうしようという、具体的な数字も出せないと。だから、そういう調査研究の予算が必要ではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 谷崎議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

調査研究費だけでも予算化できないのかということなんですけども、やはり現在では、過疎債とかいろいろご質問いただきましたけども、全体的に過疎債を使った計画をしてますので、その中で特に必要と、必要性が高いというところについて過疎債を導入しながらやっております。

別に浄化槽が必要でないのかということではないんですけども、特に必要と認めるところについては、やっぱり過疎債をうまく活用しながら補助金制度を使っていくということですけども、今おっしゃってる調査研究費というのは組めないことはないんですけど、予算化することはいい

んですけども、恐らくそれを今年度組んでも、なかなか執行には至っていかない、執行にやはり調査研究費を組むのは、ある程度目安を立てて、その中でこれだったら何とか事業をやるだろうというような見通しを立てていかないと、やみくもに調査研究費を予算化しても、それが不要になってしまうようでは問題かなと思ってますので、その辺も十分検討しながら、検討してまいりたいと、取りあえず今は、そういった公共下水道市街化区域の公共下水道を最優先して、早いこと完成させてしまうというのを優先に考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。

役所の仕事は、予算がつかないと進まないというのが役所の仕事だと思いますので、先ほど申し上げました2つ問題点ですね、公共下水道区域外の個人浄化槽の補助金のアップの方法が1つ、あるいは、将来的な集中下水を進めるための基礎的な調査をする予算の捻出、常に念頭に置いていただきたいと要望して、今の質問を終わります。ありがとうございました。

次に、自治体ワーケーション協議会等について伺いたいと思います。

和歌山県や長野県が呼びかけたワーケーション自治体協議会や総務省、観光庁によるテレワーク・ワーケーション官民連携協議会など、こういったものに岬町は参画していないようでございます。大阪府の自治体で参画もほとんどないんですが、こういうものは、参画についていかがお考えなのか伺いたいと思います。

町の将来の発展のためにも、また、これの理由が1つ、町の立ち位置を考えた場合、関係人口、交流人口を活用した業務と住居の合体した施設の提供、そういう施設が入ってくることが必要かなと。それによって、建物の固定資産税、積層倍の販売が可能で、取得が可能でなるんだ、建物固定資産税を販売するために民間業者を導入しようということなんですけど、いや購買力の集積に効果があるという考えでございます。

平家を建てても、土地1枚、建物の固定資産税1つなんですけども、マンションとか業務ビルでしたら、以前も申し上げましたが、業務ビルで定借であっても、70年が大阪市で可能になっております。マンション関係、居住だけでしたら、50年間で50年程度、住めるようでございますけども、そういうことから、テレワーク、そういう施設の誘致、あるいはそういう協議会に参加して、十分検討いただきたいと考えております。いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の協議会などへの参画について検討すべきではないのかというご質問です。

初めに、本町の考え方を説明させていただきます。

ワーケーション自治体協議会については、全国の自治体が連携し、テレワークを活用したワーケーションの普及を図ることを目的としており、メリットとしては、他の自治体と情報交換ができ、ワーケーションの実施推進に関する経験やノウハウを共有することが可能となります。

国際的なイベントでのPR活動や、統一的な情報発信手段の検討も行われるため、町の知名度向上が期待されております。デメリットについては、定期的な会合や活動に参加する必要があり、本町のような民間の宿泊対象施設が限られている場合は、参加が負担となる可能性があります。

2点目のテレワーク・ワーケーション官民推進協議会については、テレワーク・ワーケーションを通じた地方創生や企業の働き方改革の推進を目的としております。

メリットについては、企業や地域が連携できる環境を構築することにより、ビジネスチャンスの拡大が期待できること、また、普及啓発活動を通じて、町の魅力を全国に発信することができます。デメリットにつきましては、官民一体の取組であるため、民間企業との連携が求められますが、適切なパートナーシップを築くための調整が重要となります。

岬町がこれらの協議会に参加することは、町のワーケーションの推進に大きなメリットがあると考えられます。特に、他の自治体や企業と連携することで、町の魅力を発信し、ワーケーションの普及を図ることが可能となります。

ただし、限られたリソースをどのように活用するか、また、民間企業との連携をどのように構築するかについて、事前に検討する必要があることから、まずは、先行して参画している自治体を参考に調査研究したいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。岬町の立ち位置というのは、非常に空港に近く、またリゾート的な要素もあり、また、居住にも適しており、大都市圏にも比較的近く、都市圏にも近いと、非常に恵まれたメリットです。ワーケーション参加の和歌山などはほとんどリゾートに偏っているのかなと思っております。

こうした地の利を生かして、また、今の岬町のある現状で、多奈川第二発電所跡の誘致もかなりちょっと停滞していると聞いておりますし、みさき公園も業者さんは200億円集めたとおっしゃっているようですが、とても足らず、停滞していると聞いております。

まず手を挙げて、そういう団体で、しっかり資料なり手に入れていただいて、手を挙げていくと、表明していくということで、寺田企画政策監には頑張っていただきたいなと思っております。

まず、手を挙げて、我々こういう方向でするんだと、みさき公園周辺とか、みさき公園あるい

は、でも、先ほど申し上げたように、建物誘致、あるいは定借、あるいは町有地、あるいは民地でも、そういうワーケーション用の施設が造られれば、あるいは、業務型のビル、あるいは業務と居住一体型のビルが建てば、固定資産税、地方税が入ってくるんです。積層倍の。そういう方向で検討していただくためにも、ワーケーションへの取組というのは、岬町では非常に必要な一面かなと思っておりますが、町長は、その町の開発について、今後、どう考えているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 町の現状の取組についてお答えさせていただきます。

本町では、関係人口や交流人口の増加を目指して、様々な取組を進めております。固定資産税の増加や地域の購買力向上にも努めております。本町が、現在取り組んでいる主要な施策についてご紹介させていただきます。

1点目として、定住促進政策になります。関係人口や交流人口を定住へとつなげるために、岬町では移住促進プログラムを展開しております。

特に、まちづくり交流館を活用したビジネスチャンスの創出、空き家の活用、若者・子育て世代向けの住宅支援などを通じて、定住人口の増加を図っております。

2点目として、観光交流拠点の整備となります。道の駅みさきなどにおいて、地元の特産品や観光資源を生かしたプロモーションを展開し、交流人口の増加に努めております。また、観光施設の充実や地域の歴史文化を体験できる地域イベントなどの開催などを通じて、観光と地域交流を推進することに加え、最近ではインバウンド向けのユーチューブチャンネルを運営しているインフルエンサーと連携し、淡輪海水浴場や地元飲食店を紹介する動画をユーチューブにアップしており2.6万回の再生を獲得するなど、地域の魅力を国内外に発信しております。

これらの取組により、移住者や観光客の増加が地域経済の基盤強化につながると考えております。

しかしながら、固定資産税の増加や購買力の集積といった経済的効果をさらに高めるためには、先ほど質問がありましたワーケーションやリモートワークの対応の施設整備を推進する必要があると考えております。ただし、これらには、初期投資が必要なため、民間によるオフィススペース付きの宿泊施設や長期滞在向けの住居を増やす施策の支援などが課題となっております。

引き続き、地元の魅力を最大限に生かし、訪問者にとって魅力的な環境を提供することで、持続可能な地域の発展を目指してまいります。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。的確な回答で。

交流人口、関係人口、非常に大事だと思いますので、購買力が非常に大事だと考えております。

定住促進、人口を取り合いしても、もうしようがないです。いかに投資させるか。固定資産税をいかに買わせるかということが大事だと思うんです。そういう観点から、ワーケーションというのは非常に大きな固定資産税を買わせる過程になるかなと思います。住まなくてもいいんです。たまに来て、お金を使ってくれたらいいんです。人口、定住者を取り合いしてもしようがないんです。地の利を生かして、いかに交流関係人口を増やすかと、固定資産税、基礎的な税制を増やすかということが大事だと思います。

そういうことを念頭に、ワーケーション等に取り組んで、一生懸命民間誘致等に取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は、13時00分からといたします。

(午前11時43分 休憩)

(午後 1時02分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に続き、一般質問を再開いたします。

次に、道工晴久君。

○道工晴久議員 令和6年度の岬町議会第3回定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。

国政も政権与党自民党の大改革に向けて頑張っている中で、我が岬町も田代町長を筆頭に、住民の幸せを求めて、精いっぱい頑張っていることに敬意を表するものでありますけれども、まだまだ住民の幸せ度は低いものであると感じているところであります。

このこれからの1年が、田代町長の成果を問われる大切な時期でもあると思いますので、そこで事前に通告をいたしております2点につきまして、一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、農業公園計画についてであります。

私は、一次産業の振興は、岬町にとって大切な施策である旨を申し述べさせていただいており

ますが、岬町の大きなこの施策として、農業公園計画について発表され、基本構想の策定を進めておられると思いますけれども、令和5年第3回定例会でも質問をさせていただきましたが、農とみどりの資源を保全活用して活性化を図るために、みさき農とみどりの活性化構想を令和元年に策定されておりますけれども、あまりまだその姿が見えてまいりません。その後、どこまで進んでおられるのか、また、今後の年次計画はどうなっているのか、何年度頃に完成を見込んでおられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○竹原伸晃議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 道工議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、みさき農とみどりの活性化構想について、令和元年度に策定いたしました。その中で、みさき公園と道の駅北側の調整区域の農地を活性化拠点として位置づけておりますが、まず最初にみさき公園のほうを進めておりまして、このたびみさき公園のほうの事業者が決定したことに伴いまして、令和6年度の予算で基本計画を策定するための予算をご承認いただき、これから先農業公園の計画を進めていきたいと考えているところとなっております。

現在、基本計画策定に向けて必要な準備を進めているところでございますが、具体的な年次化計画や完成時期なども、この基本計画にしっかりと盛り込んでいく考えでございます。

なお、担当における見込みといたしましては、今年度に基本計画を策定した後に、仮に、公設民営での事業スキームにより、事業を目指すこととなった場合は、基本計画策定後速やかに整備計画の策定や実現可能性の調査、用地交渉、用地確保の取組を進め、基本設計、実施設計を策定して、工事着手、指定管理者の選定などを行い、守備力よく事を運ぶことができましたら、平成12年頃のオープンを目指してまいりたいと考えております。

また、民設民営の事業スキームにより、事業実施を目指すこととなった場合には、用地確保の後、民間事業者を選定及び契約をする必要があります。その後、基本設計、実施設計、工事着手といった流れとなりますので、見込み時期は1年先の令和13年頃を目指す形となります。

ただいまの答弁は、あくまでも現時点での担当案でございまして、実際は、基本計画でしっかりと決めていくこととなりますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、流れを聞かせていただきました。なかなか過日來の台風と一緒に、停滞停滞で前へ進んでおらないように感じますけれども、まずは確認だけさせてください。

公園の農業公園の計画エリアは、府道752号の和歌山阪南線から南海本線の区域の約20へ

クターと伺っておりますが、その構想から変更されていないのか改めて伺いをいたしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

農業公園の計画エリアにつきましては、道の駅みさき北側の農地で、全体面積は約20ヘクタールとなっており、基本構想からの変更はございません。なお、このエリアは市街化調整区域となっておりまして、本町において市街化区域に囲まれた集団的な農地となっており、農業公園の整備に適した農地と考えておるところでございます。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 海岸連絡線からこの周辺の見渡しても、耕作しているところも本当に少ない。もうセイタカアワダチソウがはびこってる区域でもあります。特にこの計画には、農業公園に求める機能や役割、農地所有者の意向、住民や関係者へのアンケート調査などを行って、事業の必要性や、課題を整理しながら進めていくと、3月議会では、言っておられましたけれども、土地の所有者は何人ぐらいおられるのか。仮に何人かでも反対があれば、この事業は中止するのか、その点をお伺いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの道工議員のご質問にお答えいたします。

今年度策定いたします農業公園基本計画は、令和元年度に策定したみさき農とみどりの活性化構想を基礎として、今年度においてしっかりと検討を重ねてまいると所存でございます。

現在は、農業関係者へのヒアリングやアンケート調査の準備など、計画策定に向けた取組を進めているところとなっております。

また、策定に当たりましては、(仮称)みさき農業公園基本計画策定委員会を設置し、検討を進めるものとしておりまして、委員構成につきましては、農業に関する知見を有する学識経験者、町内の関係団体、農業委員会委員、自治区長連合会、観光協会、商工会、土地改良区、林業活性化地区推進協議会などの代表の方々、大阪府や大阪府森林組合などの関係機関そして公募委員として考えております。

なお、策定委員会につきましては、今年度中に4回程度開催する予定としておりまして、9月中旬に第1回会議を開催したいと考えております。このような形で取組を進め、今年度中に農業公園基本計画を策定してまいりたいと考えております。

ご質問の農業公園の計画エリアである道の駅北側付近の所有者数であります。計画エリアに

は約200筆の農地があり、基本計画の策定と並行して、所有者の整理も進めていきたいと考えているところでございます。また、仮に反対者があった場合、農業公園の必要性を十分にご説明を申し上げ、ご理解を求めてまいりたいと考えており、仮に反対があった場合の対策につきましても、基本計画策定委員会で議題としてしっかりと議論をしていただき、いただいたご意見を尊重して、方針を決定してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 あれだけの面積をまとめるというのは大変なことでございますけれども、ひとつしっかりと担当のポジションも大変やと思いますけれども、特に200筆もあるということですから大変な仕事量になるかもしれませんけれども、ひとつしっかりと頑張って前へ進めていっていただきたいと思います。

そこで、特にこの農業振興には、私が何遍も申しておりますように、この事業は大切な事業でありますから、これがどんどん進んでいって、やはり基本的な運営主体というものを考えておかなければいけないと思います。

私もいろんなところの農業振興のやっておられる自治体の勉強にも行かせていただきましたが、なかなかどの自治体もこういう問題について一生懸命取り組んでおられる。もちろん、役所でこれを全てやるということは大変なわけです。できれば、大手企業に来ていただいて、この事業を推進やつてもらおう。これが一番いいんじゃないかなと、いろんな町の施策を見ると、大半がそんな形を取っておられますから、そういったことに長けておられる業者選定をしていただいて、ある程度ノウハウを聞いた上で、事業者にやっていただけるようお願いをしたいと思いますけれども、現段階では運営主体をどのように考えておられるのか。一般的な農業法人化でグループを作ってやろうとしているのか、その辺のお考えをまずお聞かせいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

農業公園の運営主体につきましてですが、農業公園基本計画において、より具体的な検討を進めることとなりますが、先進事例では、市町村が農業公園を設置し、維持管理運営は農業法人や農業にノウハウを有する事業者が指定管理要望な事業事例が多く見受けられます。指定管理制度以外にも、PFI事業を活用している事例等もございますので、これらを参考にしながら、適切な維持管理運営ができるよう、この件につきましても、基本計画策定委員会でしっかりと検討していただき、いただいたご意見を尊重して、方針決定してまいりたいと考えています。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、担当のほうからご説明いただいたように、とにかく基本計画の策定委員会のほうでいろいろと練っていただくということですから、しっかりとお願いをしておきたいと思います。何遍も申し上げますけれども、やっぱり岬町にとってはこの一次産業というのは大変大事な施策やと思いますので、要は、やる気やと思うんです。やる気にかかっていかなければどんなこともできない。よそがやってるから、同じようにやるかというのではなしに、やはり岬町にとって何が大事なのかというその辺はしっかりと考えていただいて、将来の一次産業を見据えた上で一日も早い事業化をできますように頑張ってくださいということを強く要望しておいて、この件につきましては、終わらせていただきます。

2点目は、通告いたしておりますように、学童保育についてお伺いをいたします。

学童保育は、多くのご父兄の皆さんに喜んでいただいている大切な施策でもあります。保育できるスペースや、施設の大きさ等、いろいろと以前から問題点もありました。以前に、私もこの問題についても一般質問をさせていただきましたが、その後、あまり変わっていないように感じるんですが、現在は、そういう点が改善されてうまく運営されているかどうか、担当部長にお伺いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

現在、淡輪学童では、保育室が3室ございまして、1室30人程度の利用で、また、深日学童でも、1室で30人程度の利用ですので、スペース的には問題なく実施している状況ですが、ただ授業が終わった開放感からか、活発に行動する児童が多く、学童指導員は、日々児童が安全に過ごせるよう、注意深く見守りながら実施しているというところでございます。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今いみじくもおっしゃってましたが、どうも私も何回も学童のほう見させていただいてますけれども、担当課も一生懸命やっていたいてるのは十分理解もいたしております。

ただ、ご父兄のご意見や指導員の方々のいろんなやっているうちに出てくるいろんな問題点、そういった事を聞きながら、うまくやっておられるのか。問題点は本当に出ておらないのか、再度もう一度、いわゆる指導する立場からの問題点についてお聞きをいたしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

これまで会計年度任用職員の指導員の中からリーダー、サブリーダーを立てて、児童や保護者への対応、また子育て支援課とのパイプ役として運営を行ってきましたが、令和6年度より学童

保育担当として、保育士を子育て支援課に1名配置したところでございます。

現在、大きな問題点はございませんが、専属担当職員を配置したことで、日々学童保育室を巡回し、児童の様子や、指導員が行う児童や保護者への対応など、現場と情報を共有し、状況把握できていることから、何か問題が起こればすぐに対応できるよう、学童運営に努めています。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 以前に比べて、今初めて聞かせていただいたんですが、学童保育担当の保育士を支援課のほうで1名配置されているということは、前進したなというふうに考えております。特に運営の円滑化に向けて、しっかりと頑張っていっていただきたいと思います。

以前に申し上げましたが、私は、子どもが1教室で30名ほど入っていて、その中で、勉強している子ども、後ろで暴れてると言ったら語弊ありますが、ほたえている子どもさん、そういう姿を見ると、本当に勉強してる子の邪魔になってのと思うのかという思いもいたしております。

天気の良い日は、屋外に出ていろいろやっていただいていますけれども、この暑い時期はそうもいきませんし、体育館を利用して、体育館も開放していただいているということですから、その辺のこともしっかりと見届けていただいて、子どもたちが十分そこで勉強し、また、いろんな課外の活動できるようにひとつご指導をお願いをしておきたいと思います。

そこで、淡輪小学校と深日小学校でやられている学童保育に参加されている子どもたちの過去5年間の実績はどうなっておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

各学童保育での利用児童数の推移でございますが、各年度の登録者数で申し上げますと、淡輪学童では、令和元年度130人、令和2年度116人、令和3年度120人、令和4年度142人、令和5年度148人ですが、利用実績で申し上げますと、過去に継続して定員90名を超える年度はございませんでした。また、深日学童の登録者数は、令和元年度36人、令和2年度38人、令和3年度38人、令和4年度38人、令和5年度46人で、深日学童でも利用実績で申し上げますと、過去に継続して定員30名を超える年度はございませんでした。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 深日小学校のほうは、適正な規模でやっておられると思いますが、特に淡輪小学校でやっておられる学童については、やっぱりこれだけの子どもさんが参加されている。登録も約142名、これが実際90名ぐら이다ということで、3教室でやっておられますけれども、一番心配してるのは、過日の読売新聞でしたけども、こども家庭庁は、来年度にも共働き家庭など

の小学生を預かる放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の登録条件を厳しくする方針を固めたと、新聞報道されていました。

いわゆる週3日以上利用せんとあかんでということをついて、厳格化しようとしているということですが、この辺もまだ具体的には、もちろん通達も来ておりませんし、ただ新聞のほうでの報道ですから、その真意は分かりませんが、私も国のほうにも問合せもいたしましたが、そういう方向でどうも考えておられるようです。

ただ、まだそれぞれの自治体にはもちろん通達も来ておらないと思いますが、そういったことを、岬町として、知っておられるのかどうか、まず聞かせていただきたいと思います。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　ご質問にお答えをさせていただきます。

今、議員のほうからお話がありましたように、確かにテレビ報道で登録条件を厳格化するという報道があったのも記憶しております。

ただ、担当職員、府からの通達等があるかと問い合わせたところ、特に今言われてましたように、具体的な情報はありませんでした。

ただ、報道がされるということで、実際にはそういった動きもあったかと思いますが、厳格化されるような情報は入っていない状況です。

国としましても、就労家庭の子どもの健全化を図るという意味で、十分な体制を組んでですね、学童保育の実施体制はしっかり取り組んでいかなければいけないという考えもございますので、それに沿って、岬町も同じ思いで取り組んでいきたいと思っております。

○竹原伸晃議長　道工晴久君。

○道工晴久議員　ありがとうございます。

これからどういう形で出てくるか分かりませんが、その方向性は出ているということは確かだと思います。

特に、関東のほうの話と思うんですが、学童保育の6割は、登録者のいわゆるそのうちの2割が利用実態がないという。登録はしているけども一度も来てない。こういう結果だと思います。

特に多いところは、学童に入りたいけど時間待ち、待機待ちというようなことが、よその市町では生じておるようですが、岬町としては、そういうことが、いわゆる待機の子どもがあるのかないのか、その辺についてまずお答えを聞きたいと思います。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　ご質問にお答えをさせていただきます。

令和6年4月1日現在の登録者数は淡輪学童で146人ですが、4月の1か月で一番多い日で93人、月平均では78人で、継続して定員90名を超えることはなく、深日学童は令和6年4月1日現在の登録者数は40人で、4月の1か月で一番多い日で33人、月平均で27人で、深日学童でも継続して定員30名を超えることはない状況で、どちらの学童におきましても、利用実態が定員を下回っていることから、定員を上回っても申込みを受け付けて登録させていただいている状況です。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 ありがとうございます。

なかなか大変な事業ですが、特に、学童保育についてのいわゆる登録条件といいますか、その辺は、各自治体ごとに定めることになっておりますけれども、共働きで放課後に子どもの面倒を見られない、登録を送電されてるわけですが、家庭に誰かおられるのに登録するというようなことが認めているのかどうか、その辺はどうなっているのでしょうか。岬町の様子をお伺いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

学童保育の登録条件につきましては、岬町学童保育に関する条例には学童保育入室することができる児童は、岬町に居住する者のうち小学校の1学年から6学年まで在籍する児童で、保護者が労働等で保育に欠けると認められる者と規定されております。

具体的には、保護者が労働により13時30分以降家庭にいない状況がおおむね1週（日曜日を除く）のうち3日以上あり、かつ1か月以上継続する場合は登録の上限となっており、その他、出産・疾病等により保育に欠けると認められる場合がございます。

今、先ほど申し上げましたように、保護者の労働条件を就労証明等で確認をさせていただき、学童保育が、必要なご家庭の児童を登録させていただいている状況です。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 もう1点お伺いさせていただきますけれども、週に1回以上の利用という制限はされているのかどうか、お伺いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

先に答弁させていただいたとおり、どちらの学童におきましても、利用実態が定員を下回っていることから、週3日以上の利用がないと登録できないといった制限は設けておりません。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 ありがとうございます。

ひとつしっかりと担当の保育士さんも入れていただいてやっていただいているのですから、ご父兄方に喜んでいただけるような事業をしっかりとやっていただきたいと思います。ただ、何遍も申しますけれども、教室の中での勉強の仕方、また遊び方、その辺については、一つ指導員の先生方にもお願いをして、きっちりと勉強ができるような環境づくりというものをぜひともやっていただくようお願いをしておきたいと思います。

なかなか大変な部分があると思いますけれども、ただ、教室が、今、90名ということで、1つのクラスで30名というのは、やっぱりこれはちょっと多いん違うかなという思いもします。

もうちょっと教室の確保と併せて支援員1名及び指導員1名、計2名が必要だと申されておりますけれども、しっかりとその体制づくりができるようお願いをしておきたいと思うんですけれども、もう一度そういった問題点も指導内容の点検とか、早急にやっていただいて、またお聞かせをいただければありがたいと思います。

あと教育委員会でお聞かせいただきたいんですが、教育施設の中で、いわゆる学童をやっているということで、目的外使用ということで教室を使用させていただいているんですが、特に淡輪小学校で、もうちょっと教室を増やせるという余裕がないのかどうか、その点をお聞かせをいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 道工議員のご質問にお答えいたします。

学童保育室は3教室ありますが、長期休暇となると利用人数が増加していることは認識しております。淡輪小学校では、今年度は普通教室が13教室、支援教室が5教室、少人数教室が1教室、校内支援センター1教室があります。あとは特別教室等で利用しております。

支援教室は定員が8名で、支援別に教室を作る必要があります。令和7年度には、支援教室は5教室から7教室に増室する予定であるため、淡輪小学校には余裕教室がない状況です。学童の方には、長期休暇中は学童保育室の隣にある少人数教室、会議室、体育室を利用させていただいております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 ありがとうございます。

教育委員会も、この子どもたちの健全な育成のために、学童保育の運営目的を十分ご理解いただいて、施設の利用については便宜を図っていただいているということに、まず感謝を申し上げ

たいと思いますけれども、特に、天候の悪い時は、体育館やいろんなところで活動できますけれども、なかなか先ほど申し上げたように、今年のように大変暑い、外で遊ぶこともできない、そんなときのために、ぜひとも教室については、もうちょっと勉強できる部屋を1教室でも確保できるようにぜひともお願いをしておきたい。大変部屋が空いてないということですから、難しいかもしれませんが、もう少しその辺の運用について、施設の利用計画について、また教育長ともご相談していただいて、優秀な教育長ですから十分やっていただけたらと思いますので、ぜひともよろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○竹原伸晃議長 道工晴久君の質問が終わりました。

皆さんにお諮りします。ライブ中継のカメラを設定できるかどうか。しばらくお待ちください。

次に、奥野 学君。

○奥野 学議員 自由民主党、自民岬の奥野 学です。議長から質問許可をいただきましたので、令和6年9月定例会における一般質問を始めさせていただきます。通告に従いまして、順次質問させていただきます。

9月定例会は、毎年、前年度の決算審査を各常任委員会に付託され、慎重に審議されています。来週より各常任委員会に付託される前に、一般質問において、久しぶりに決算財政見通しについて質問させていただきます。

さて、来年4月に岬町町制施行70周年ということであります。昭和30年、昭和の大合併により、旧多奈川町、深日町、淡輪村、孝子村の2町2村が合併し、岬町として船出をしました。

この70年間には、数多くの町長さんにより、毎年毎年ご苦労され、バトンタッチをされ、今日に至っております。

過去には、財政再建団体に二度転落したこともあるようにお聞きしております。昭和31年度、昭和42年度であります。いろいろな変遷を経て現在に至っております。

田代町長さんも今年度で16年間、岬丸船長として、住民ニーズに的確に対応いただき、敬意を表する次第であります。

まず、令和5年度一般会計決算審査を迎えて、明日中口副町長より決算概要の説明をいただくとお聞きしておりますが、事前に、令和5年度一般会計の概要について説明を求めます。

続いて、2点目の質問もさせていただきます。

令和元年から令和5年までの普通会計の収支、重要な指標及び基金残高の概要について説明を求めます。午前中の瀧見議員の一般質問と重複いたしますが、よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 奥野議員のご質問にご答弁させていただきます。

令和5年度の一般会計の決算の概要につきましては、明日、中口副町長より決算の概要をご説明させていただくことになっており、重複する箇所がございますことをご了承願います。

決算につきまして、まず、歳入の決算額ということになります。84億6,198万7,000円となっております。一方で、歳出決算額につきましては、83億7,896万5,000円となり、歳入歳出差引額は8,302万2,000円、翌年度へ繰越すべき財源242万5,000円を除く実質収支につきましては8,059万7,000円の黒字となりました。

次に、令和5年度決算におけます歳入歳出のそれぞれの特徴についてご説明いたします。

まず、歳入につきましては、町税は令和4年度と大きな増減がありませんでしたが、地方交付税につきましては大きく増加いたしました。国庫支出金は、物価高騰の影響を受けた住民等の支援のための臨時交付金が増加したことなどで増加となり、寄附金につきましては、ふるさと納税が令和4年度に続き増加になったことなどで大幅な増加となりました。

次に、歳出では、総務費で住民票等のコンビニ交付システムの構築などによりまして、令和4年度から増加し、民生費につきましても、物価高騰重点支援給付金事業等の実施によりまして増加となりました。衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費が減少したことなどで減少となり、災害復旧費につきましては、多奈川地区多目的公園の災害復旧工事の着手により増加となりました。

以上が、令和5年度決算（一般会計）についての概要ということになります。

続きまして、令和元年度から5年度間の普通会計についての収支、主な指標、基金残高の概要につきましてご説明させていただきます。

まず、各年度の収支につきましては、いずれの年度も黒字となっております。財政構造の弾力性を示す経常収支比率につきましては、令和元年度に95.3%だったのが、行財政改革への取組により、令和5年度では94.6%となり、0.7ポイント改善しております。

自治体の財政の健全度を表す健全化判断比率のうち実質公債費比率につきましては、おおむね11.0%前後を推移しております。将来負担比率につきましては、令和元年度に117.4%だったのが、起債残高の減少などで、令和5年度では107.0%となり、10.4ポイント改善しております。

基金残高につきましては、令和3年度から庁舎整備基金への積立を開始したものの、普通地方

交付税の代替財源である臨時財政対策債の減少などによりまして、財政調整基金の取崩などで、基金全体では令和元年度の約13億9,000万円から5億1,700万円減少し、令和5年度では約8億7,300万円となりました。

このように、主要な財政指標は改善傾向にあるものの、高止まりし、基金残高の状況を踏まえ、本町の財政状況は厳しい状況にあります。

しかし、このような中でも、町長、副町長、教育長の給料削減をはじめとした行財政改革に取り組み、財源を捻出することで、町の価値を高めるまちづくりに取り組みました。

先ほどの瀧見議員の一般質問へのご答弁と重複いたしますが、本町は、これまで子育て環境の充実、安全・安心な暮らしの実現、様々な移住定住施策を推進してまいりました。

主な取組としましては、深日保育所につきましては、深日小学校への移設を、保育料につきましては、課税世帯0～2歳児の第一子の半額軽減を、小学校給食につきましては、完全無償化を、多くの皆様に親しまれている道の駅みさきの整備を、防災避難道路としての町道海岸連絡線の整備などを行いました。そして、令和3年度には、皆様に長年負担いただいております固定資産税の超過課税を完全撤廃いたしました。

今後とも住民ニーズに的確に応えながら、財政の健全化を図るため、引き続き、行財政改革に取り組んでまいります。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 詳細な説明、ありがとうございます。

ただいまの説明の中でもありましたが、実質黒字決算という内容でございますけれども、基金を5億円余り取り崩しての運営という話でございます。

しかし、決算審査は、作成された決算書を、まず、自治体の内部監査委員による監査を受け、適切な会計処理やミスがないかを確認されます。その後、議会において財政運営が適切であったか、予算執行が効率的に行われたかを審議されます。議会で決算を承認されますと、決算結果を踏まえて、次年度の予算編成に反映されることになります。

住民が負担した税金により、どれだけ住民の福祉を高めることができたのかにあります。健康、福祉、子育て、教育、文化、産業、防災、支援策など、多岐にわたる住民サービスに応えるため、事業費予算を削ることは難しいと考えますが、来年度——令和7年度予算編成がこれから始まってくるかと思います。令和7年度予算編成・立案に対する方針はどのように考えているのかお聞きいたします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 奥野委員のご質問にご答弁させていただきます。

当初予算の編成方針につきましては、予算を編成するにあたり、政策の重点項目、予算の骨格となる事項や予算要求を行う場合の基本的なルールを示したものとなります。

また、作成時期につきましては、国や府の当初予算編成動向を勘案しまして、本町におけます当初予算編成スケジュールを踏まえた上で、10月31日までに定めることとなっております。

本町の令和7年度当初予算編成方針は、現在、予算編成のスケジュールと併せまして、その内容の検討を行っているところであります。

本町につきましては、少子高齢化による人口減少、主要な企業の撤退などによりまして、厳しい財政状況となっております。

令和6年度の当初予算編成では、新たに枠配分方式を導入いたしまして、予算の枠内で個々の事業の必要性和住民ニーズを踏まえつつ、限られた財源を効率的かつ効果的に配分することを方針に定め、当初予算を編成いたしました。

令和7年度の当初予算編成におきましても、引き続き、本町を持続可能で活力の高いまちとするため、子育て環境の充実、安全・安心な暮らしの実現、移住定住施策の推進など、政策的課題に取り組みつつ、財政の健全化を進めてまいる考えであります。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 来年度予算編成方針は10月末頃に決定されるようですが、来月から各課からの来年度概算予算要望が出てくることとなります。毎年、来年度当初予算編成が確定するまでは数億円カットが必要になると聞いたことがあります。来年度も同様になることと思います。

令和5年度も、実質収支は黒字になっているものの、財政構造は依然として厳しい状況になっています。引き続き、行財政運営に当たっては、行財政改革計画に基づき、事務事業の見直しをより一層行い、歳出の削減を図り、最小の経費で最大の効果を上げられるような予算編成をお願いし、次の質問に移ります。

次の質問は、来年度——令和7年度4月に、岬町町制施行70周年となります。昭和30年に旧多奈川町、深日町、淡輪村、孝子村の2町2村による合併が行われました。

来年、70周年記念式典及び周年記念事業が予定されていると思いますが、どのような計画をしているのか説明を求めます。

○竹原伸晃議長 企画施策推監、寺田 武司君。

○寺田企画政策推進監 奥野議員のご質問にお答えします。

現在、本町では、岬町町制施行70周年記念事業実行委員会を設置し、記念事業が円滑に実施

できるよう、進めているところです。

初めに、岬町町制施行70周年記念事業基本方針について説明させていただきます。

町制施行70周年という大きな節目を迎えるに当たり、記念事業などを通じて、これまで先人たちが築いてきたまちづくりの歴史などを振り返り、多くの町民等が参加し、まち全体で祝うとともに、未来を展望し、さらなる発展を目指し、これからの岬町のまちづくりにつながる契機とするため、基本方針を定めております。

基本理念をまちの将来像である、みんなでつくる恵み豊かな温もりのまち“みさき”を目指して、住民と行政が共に知恵を絞り、また、力を合わせることで、笑顔と活力に満ちたまちづくりの契機とし、誰もが誇れる岬町の創造を目的としております。

基本方針の一つ目として、シビックプライドの醸成、2点目として、タウンプロモーションの推進、3点目として、次世代につながる未来志向の取組とし、まちへの愛着や機運醸成、町内外への情報発信、将来を担う子どもたちにとって、未来につながる一歩となる事業を行っていきたいと考えております。

事業期間につきましては、町政70周年の記念日である令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間を基本とし、各種事業を展開していきます。

なお、記念事業を効果的に盛り上げていくため、令和6年度から、準備や広報、各種事業を実施していきます。

事業構成につきましては、記念式典、記念イベント、広報事業で構成します。

記念式典につきましては、令和7年4月27日、日曜日、岬中学校体育館にて、町主催にて実施いたします。

記念イベントにつきましては、まちが主催する事業のほか、連携事業として、各種団体が行う事業に対して70周年記念の冠づけや後援・補助金の形などで支援を行ってまいります。

広報事業につきましては、町勢要覧の作成、ロゴマーク・キャッチフレーズを作成・活用することで広く事業の認知度を高め、町政70周年を祝う機運を高めます。

推進体制につきましては、実行委員会及び若手職員で構成するプロジェクトチーム、事務局はまちづくり戦略室企画政策推進担当に設置し、記念事業の実施に向け、今後、具体的な事業計画について協議を進めてまいります。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほど、答弁の中で、町勢要覧を作成するとの説明がありました。これは、今年度予算で発注済みであり、編集作業中であると思われます。

70周年記念式典は、令和7年7月27日、日曜日に、岬中学校体育館で行われる予定のよう
であります。10年前の平成27年に、町制施行60周年記念式典も同じ岬中学校体育館で開催
されたことを覚えております。記念イベントは、まだこれから検討されるようであります。

そこで、来年4月13日から大阪・関西万博が開催されます。また、開会式に合わせて、大阪
の空にブルーインパルス展示飛行の招致を計画されています。

今後、岬町周年事業を計画されることになると思います。そのとき、大阪・関西万博に来られ
た観光客の岬町への誘客やブルーインパルス飛行も岬町内の高台で見学できるようなことも併せ
て、記念イベントと並行して開催できる内容に検討いただきたいと思います。よろしく願ひし
たいと思います。

続いての質問は、田代町長に答弁を頂きたいと考えております。

今後の岬町の最重要課題であると私は考えております、1、本庁舎の建替え、2、新たなみさ
き公園の早期着工、3、関西電力第二発電所跡地への企業誘致、この3点につき、どのように進
めていくのかお聞きいたします。

まず、1点目の、本庁舎の建て替えについては、今年の8月8日、午後4時43分に、宮崎県
沖の日向灘沖でマグニチュード7.1の地震が発生しました。南海トラフでの巨大地震の前兆と
なる可能性があるため、この地震により、日本気象庁は初めて南海トラフ地震臨時情報を発表し
ました。

この発表により、8月15日まで巨大地震注意報が発令されていましたが、8月15日の17
時をもって特別な注意の呼びかけが終了されました。しかし、今後、いつ、この南海トラフ大地
震が発生することになるか、気を抜くことができません。

この大地震が発生したならば、この本庁舎が大崩壊してしまうことになると思います。建て替
えのため、令和3年度から庁舎整備基金として積み立てられることになり、令和3年度は5,0
00万円、令和4年度は3,600万円、今回、令和5年度は、何と200万円だけの積立額で
あります。この3年間で合計8,800万円の積立額となっています。

続いて、2点目の、新たなみさき公園の早期着工ですが、我々の議会に対して、令和5年8月
に株式会社ArkLEから公園計画及び事業スケジュール変更の説明がありました。その後、明
確な説明がありません。どんどん延期となり、いつになったら工事着工されるのかとの声が大き
くなってまいっております。

3点目の、関西電力第二発電所跡地の企業誘致については、再三、ほかの議員さんも含めて質
問しても、秘密保持契約として結んでいるので、詳しい内容はお聞きすることができません。

この3点は、岬町にとって最重要課題で、これからの岬町を前進させるための起爆剤であると私は考えております。この3点について明確な答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

まず、3点、頂いております、そのうちの2点目については、みさき公園の件については、プロジェクトのチームの長であります上田副町長が担当してますので、まず、上田副町長のほうから私に代わって説明させていただくことをご理解賜りたいと思います。

庁舎の建て替えについては、今、奥野議員さん、おっしゃるとおりで、庁舎を建て替える必要があることは、私も重々承知しております。

しかし、何を言っても、やっぱり財政、庁舎を建て替えるのに、推定ですけれども、20億から25億円の単独事業でありますので、それだけの事業費がなかったら、なかなか踏み切ることができないというのが現状であります。

このことについては、以前から何度となく奥野議員からご指摘をいただいております。そのたびに答弁をさせていただいておりますけれども、今回、200万円しか庁舎整備基金を積みなかったというのは、先ほど、議員の質問で、担当のほうから答弁させてもらったとおり、財政調整基金を刻々と取り崩す、これは、単年度足りない分を順番に取り崩してきた、そういうイメージがあって、なかなか庁舎整備基金を積み立てる方法がなかったのも、取りあえず、200万円だけ余力がありましたので、それを庁舎のほうの基金に積み立てるよということに積み立てております。

これを積み立てていったから、じゃあ、20億円、25億円の、言わば事業費ができてくるのか、いつになったらできてくるのかということになると思います。

私は、ある一定のめどがつけば、やはり国のほうにも相談をかけ、いろんな方法も検討して、何らかの形で庁舎の建て替えはやっていきたいと、なるべく早くやっていきたいという気持ちは持っております。

しかしながら、議員、ご承知のとおり、過去に非常に、その当時は建て替えなければ、どうしようもなかったんだろうと思いますけれども、過去の先人が一生懸命頑張って、この庁舎を建てていただきました。しかしながら、庁舎を建てた後に、財政の危機に陥って、破綻してしまったという苦い経験を先人たちは踏まれてきております。

そのことを考えますと、やはり庁舎建て替えについては、確かに職員、住民の方の生命を守るのが私の務めでありましてけれども、やはりそのためには、まず、地震が起きたら、早急に安全な

ところへ逃げていただくということをつねがねから職員には申し上げておりますし、住民の方には、そういった啓発を行っております。

そういった中で、今すぐに、先ほどお話しありました日向灘地震の、言わば、その巨大地震が起きるだろうというような予測の発表がございました。そういった状況で、いつ起きるか分からない、そんな状況にあることは事実であります。

ですから、いろいろとやりたい事業が、住民の要望に応じていきたい事業はたくさんあるわけですが、できるだけ優先順位を決めて、この事業にはしっかりと、おっしゃるように一日でも早いこと、庁舎建て替えの計画ができるよう、努力をしてまいりたいと、このように思っております。

それから、関西電力の、先ほど、議員さんのほうから、みんな全て足踏みしてるというふうに思われてるようですが、そうでなくて、多奈川第二発電所については、前にもご説明しましたとおり、旧の発電所については、もう既にニューレジストンの会社が、もう企業を誘致して、現在も操業されておりますし、それから、株式会社センヨーさん、この方は、今、事業は建屋は立っておりませんが、会社の事情があつて、土地の買収は既にもう関西電力さんと済んでおりますし、また、新たな企業さんが手を挙げておられるということも聞いておりますので、旧の発電所のほうについては、順次進んでいくのかなと、このように思っております。

それと、多奈川第二発電所の跡地については、関西電力さんとの当時のいろんな約束がありまして、そこには大手企業を何とか張りつけてほしいと、そして、雇用の促進と税収の確保、それで地域の活性化を図りたいという思いから約束をしておりますので、必ず関電さんは、大阪府とか、あらゆる関係機関と十分相談をしながら、それ相当の企業を誘致していただけるものと私は確信をしております。そのことについては、しっかりと今後も大阪府と関西電力さんと三者で取り組んでまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

2番目のほうには、上田副町長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 町長から、庁内プロジェクトチームの委員長であります上田副町長に答弁させますということですが、前段、少し経過について、担当のほうから説明させていただきたいと思います。その後、上田副町長に補足説明していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

みさき公園につきましては、南海電鉄株式会社のみさき公園運営事業からの撤退により、本町

が都市公園として存続する方針の下、P F I 事業方式により新たな民間事業者を公募し、その後、P F I 法に基づく諸手続を経て、令和4年9月に、株式会社A r k L Eとの間で本事業に係る事業契約を締結いたしました。

このような事業契約に基づき、令和5年6月頃から1期工事に着手され、令和6年4月には第1期パブリックエリアのオープンを予定しておりましたが、ご指摘のとおり、令和5年8月、事業者から現行の公園計画及び事業スケジュールの変更についての申出があり、当初の計画を審査いただいた岬町P F I 事業者選定審査委員会の委員並びに岬町議会の皆様や自治区長の皆様に対する説明会における意見聴取を経て、令和6年1月に公園計画の変更及び事業日程の変更を承諾したところであります。

こうした経緯につきましては、町議会の皆様をはじめ、自治区長様の説明会もありましたので、ご存知かと思いますが、また町民の皆様に対しましては、5月に開催したタウンミーティングにてご説明させていただいたところでございます。

現在は、田代町長と株式会社A r k L Eの代表との面談の日程調整をしているところとなっており、ご質問いただきました変更後の事業スケジュールに沿った具体的な工事着手の時期や、その他の内容につきましても、面談の場でご確認される予定となっております。

○竹原伸晃議長 副町長、上田 隆君。

○上田副町長 新たなみさき公園の早期着工につきまして、私から補足のご答弁のほうをさせていただけたらと思います。

本年6月議会の定例会の一般質問で田代町長が答弁されたとおり、本事業を円滑に推進するための課題となっております資金調達計画が順調に取り組まれているかどうかについて、計画変更後の事業スケジュールや工事着手の時期なども併せて、町長自らが株式会社A r k L Eの代表との面談の上、具体的な説明を受けるため、担当において面談日程の調整を行っているところでございます。

その上で、本定例会におきまして、議会の皆様にもその具体的な内容をご報告できればと考えておりましたが、事業者からは、現在、担当において協議しております暫定開園中の駐車場の活用に向けた事務的な協議など、調った上での面談を行いたいというふうな申出がございました。

しかしながら、本町が面談を求めているのは、資金調達や具体的な事業スケジュール、詳細な整備エリアごとの内容など、本格的な事業の進捗に関わります本事業の根幹をなすものでありまして、事業者から示された理由である暫定開園中の事務的な協議とは切り離して、早急に面談をしていただきたいというふうに、再度申入れを行っております。

現在、担当におきまして、再度調整を行っているところでありまして、今週末の9月6日まで
に何らかの回答を頂けるというふうに聞いております。

引き続き、本格工事の早期の着工を求め、住民の皆様が要望される、誰もが自由に憩える公園
としてオープンできるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 田代町長、上田副町長、答弁、ありがとうございます。

まず、1点目の、本庁舎の建て替えでございますけれども、先ほど、町長から答弁を頂きました。
令和3年度から毎年、庁舎整備基金として積立てを行っていただいております。令和5年度
では200万円だけでありました。本当に残念であります。

そこで、来年度からは、当初予算に一定額を先に積み立てていただく方式に変更していただき
たいと要望しておきたいと思います。

そして、平成28年4月に発生した熊本地震のときに、市町村役場機能緊急保全事業といった
国の特別な財政措置を講じていただくことができましたので、そういう国の要望活動も、しっか
りと大至急お願いできればと思います。これは、1町だけでは駄目ですけれども、多くの市町村
との連携で、国のほうの要望活動もしていただきたいと思います。

そして、先ほど上田副町長から答弁いただいた新たなみさき公園の早期着工に関してでござい
ますが、先ほど9月6日に町長とArkLEさんとの早期面談を頂けるように答弁を頂きました。
どういう内容になるのか分かりませんが、具体的な工事着工の時期を確認していただき、
その確認いただいた後、議会にも報告を頂きたいと考えておりますので、よろしくお願いしたい
と思います。

そして、最後の、関西電力第二発電所の跡地の企業誘致ですが、これは再三、秘密保持契約と
いうことで、内容が明確でございませぬけれども、町長、言われたように、最初の第一のほうは、
少しずつ企業誘致もしていただいて、どんどん雇用もやっていただいていると思いますので、そ
の辺の少しでも進捗状況の報告を頂けたらというふうに思います。

この3点は、本当にすぐできるものではありませんけれども、これからの岬町にとって、本当
に最重要課題で、私もそのように考えております。

議会としても、何とか挙げて前へ進めていきたいと考えておりますので、どうか、その辺を十
分お酌みいただき、交渉のほうをよろしくお願いしておきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○竹原伸晃議長 奥野議員、ちょっと手、挙げてますんで、ちょっと答弁させてください。

副町長、上田 隆君。

○上田副町長 奥野議員の先ほどのご発言の中に、今週末9月6日までに面談を行うというご発言があったのですが、私の答弁は、面談の日程を求めて、その回答を9月6日までに頂くというふうに聞いておりますので、面談はその後になりますので、一応、補足のほう、させていただきます。すみません。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 上田副町長、失礼しました。ちょっと私の勘違いで、6日に説明、頂けるのかなと勘違いいたしました。

いずれにしても、9月中には、何かしら面談が頂けるもんだと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。そして、その結果を速やかに議会のほうにも報告いただける、いい結果をお待ちしておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 奥野学君の質問が終わりました。

皆様に大阪880万人訓練の事前アナウンスをさせていただきたいと思います。

本日午後3時から、大阪880万人訓練が行われる予定となっております。

午後3時になりましたら、私から暫時休憩を取り、訓練を行います。皆様のご参加・ご協力をお願いいたします。

なお、参加いただける傍聴者の皆様には、姿勢を低くして身の安全を確保した後に、地震の揺れが収まれば、役場の玄関前広場まで避難誘導させていただきますので、よろしくお願いいたします。

一般質問を続けます。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。ただいま発言の許可を得ましたので、通告に従って、質問をいたします。

初めに、運転免許証返納者支援についてお聞きします。

運転免許証を保有する高齢者の割合が、年々増え続けております。社会全体の高齢化に伴って、65歳以上の運転免許保有者数は、平成21年には約1,250万人、これは全体の15.4%だったものが、令和元年には約1,890万人。1,250万人が1,890万人になってるんですね。これは22.9%となっており、人数も比率も増えているというデータがあります。

個人差はあるものの、加齢による身体的能力の低下を感じるようになると、車の運転技術も少

しずつ衰えていく傾向にあります。

70歳以上の高齢運転者は、運転免許更新時の高齢者講習が法律で義務づけられています。運転免許証の更新は、誰もが3年・5年に一度、受けるのですが、70歳以上の高齢運転者は、その更新の際に、一般の人の更新時の講習と別に、高齢者講習っていうのが義務づけられているというふうにあります。

さらに、75歳以上の場合は、先ほどの高齢者講習の前に、運転適性を調べる講習予備検査、これは認知機能検査ともいうらしいですが、その検査も受ける必要があります。75歳以上になると、通常の更新時の講習のほかに、高齢者講習と、それから認知機能検査を受ける必要があると。これは両方とも有料ですけど。

というふうに、高齢者にとって、運転免許証の更新が非常に手間がかかる、面倒くさいことになっています。その理由は、高齢者による交通事故が増加している傾向にあるためと考えられます。

事故を起こした場合の責任は、もちろん運転者本人にあります。しかし、加齢による運転能力の衰えを感じていても、生活の足となる車を手放せない状況、やむを得ず運転を続けなければならない、そういう状況があるのならば、それを改善するのが、本来、行政の仕事ではないかと考えます。

車がなくても、生活に何の支障もない環境、そういう環境をつくるには、多くの時間と多額の費用が必要になり、もちろん、急には実現できませんが、その方向でその環境づくりを進めていくことが必要だと思います。

そして、また、せめて運転免許証を返納しようと、もうそろそろ返納したいと考える方の背中を後押しする、そういう制度があってもよいのではないかという趣旨に基づいて、これからの質問をいたします。

まず、岬町内の運転免許証返納者の人数の現状をお聞きします。答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事　坂原議員のご質問にお答えします。

令和4年の大阪交通白書によりますと、岬町の免許保有者人数は9,884人で、65歳以上の免許保有者人数は3,213人、保有率は32.5%という状況でございます。

また、自主返納者数は58人、返納率は0.6%、うち65歳以上の方は55人、返納率は1.7%という状況でございます。

なお、令和5年の状況につきましては、警察庁のシステム障害により、データがないとのこと

でございました。

○竹原伸晃議長 坂原雅正勝君。

○坂原正勝議員 令和4年のデータについて紹介していただきました。

岬町内での運転免許証保有者数というのは、町内で9,884人、これ、令和4年の話ですね。全体で9,884人の人が運転免許証を持っていると。そのうちで、65歳の人は3,213人だということでした。率にして32.5%ということですね。

それから、自主返納した人は、全体で58人、そのうち65歳以上の人は55人だったということでした。65歳以上が3,213人いてる中で、令和4年度は返納した人というのが55人だったと。

数字が多いか少ないかは、はっきり何とも言えませんが、しかし、ちょっと自主返納するにはハードルが高い状況があるのかなと、そういうことが言えるのではないかと思います。

大阪府では、高齢ドライバーによる交通事故を減少させるため、運転に自信がなくなった、または運転する機会が少なくなった高齢者の方が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりのために、高齢者運転免許自主返納サポート制度というのを行っています。

これは、運転免許証を自主返納して、運転経歴証明書の交付を受けた大阪府在住の65歳以上の方が、様々な特典を受けることができるというものです。

この運転経歴証明書というのは、免許証を自主返納するときに、運転経歴証明書を発行してほしいということで申請すれば、発行してもらえると。運転経歴証明書というのは、写真つきで、しかも身分証明書にもなるということです。

免許証を自主返納する場合は、近くで便利がいいのは泉南警察署、そこへ行って、免許証、持って行って、自主返納したいと言えば、申請ができるということですね。そのときに、同時に運転経歴証明書も発行してほしい、これは有料で、1,100円、かかるそうです。

その運転経歴証明書を発行して、それを持っておれば、大阪府に登録している、そういう企業ですね、店舗に行くと、その運転経歴証明書を見せれば、サービスを受けることができるという制度があるんですね。

これ、大阪府が実施してるんですが、実は岬町内の企業・店舗も、ここには登録しています。

紹介しますと、淡輪にあるひろしげ珈琲ですね、ここでは10%の割引があると。それから、同じく淡輪にある介護ショップたけはら、これも料金の10%割引。それから、これも淡輪ですが、わたぼうし、これはカラオケ店になるんですかね、このわたぼうしは、運転経歴証明書を見せれば、本人にワンドリンクをサービスすると。それから、同じく淡輪で、美食酒屋ひろやん、ここでは、

料金の10%割引。それから、深日では、株式会社寿司よし。寿司よしでは、本人にコーヒーを一杯サービス。それから、役場横のヒロタ写真館。ヒロタ写真館では、お祝い記念写真や生前遺影写真を10%割引くという制度があるそうです。

これは大阪府が行っているサービスなんですね。しかも、大阪府が行っているサービスに民間企業が登録して、その民間企業がそういうサービスを行ってるというものです。

ですが、私がここで提案したいのは、それを岬町として、町としても、何か支援ができないかということなんですね。

ちょっともう運転に自信がなくなってきたので、もう返納しようと思つてると。でも、返納したら不便になるしなつていう人が多いと思うんですよね。それを、その背中を後押しできるような、そういう制度を町として何かできないかということなんです。

例えばの話で、ピアッツァ5の割引券、お風呂とかプールですね、そういうのとか、コミュニティバスの無料券の配布、これが一番有効かなと思うんですけどね。そのほか、何か岬町で独自の支援制度を導入したらどうかというふうに考えますが、この点については、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事　坂原議員のご質問にお答えします。

自主的に免許証を返納された高齢者の方の交通安全施策として、議員、ご提案の、公共施設の利用料金の割引、コミュニティバス運賃の無料化など、全国的に支援策を講じている団体があるのは認識しております。

公共施設の施設利用料の割引措置やコミュニティバスの運賃無料化等につきましては、運転免許証を自主返納された高齢者の方が、日常生活において安心・安全に暮らせる支援策が必要と考えておりますので、財政状況や、もともと免許を持っていない方との公平性の観点など、課題が多い状況ですが、検討してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長　坂原正勝君。

○坂原正勝議員　先ほどのサービスの紹介の中でちょっと漏れてましたが、タクシーも割引、あるんですね。これ、岬町にはタクシー会社がありませんが、大阪第一タクシー、これは岬町でも呼べますけど、このタクシー会社については、料金の10%割引きするというのがございます。この紹介を忘れてました。

今、担当から話がありました。ぜひ、検討していくという考えでありました。

実は、私は、この同じ質問を令和元年12月でも質問しました。そのときの答弁も、前向きに検討するという答弁でした。

令和元年12月です。今年は令和6年9月になってます。5年が経過してる。何も変わっていません。今回の検討するというのは、本当にやる気があって言うてるんでしょうか。再度、答弁、お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 坂原議員のご質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたとおり、公共施設の利用料やコミュニティバスの無料乗車券の配布などの検討を進めてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 私、2回、同じ質問したけど、2回とも同じ答弁でしたね。それじゃあ、もう変わらんということやね。信用しますので、ぜひ、早急に実現をお願いします。

では、次の質問に移ります。

がん予防についてです。

今日は9月の3日ということで、9月に入りましたが、9月はがん征圧月間となっています。

公益財団法人日本対がん協会というのがあります。この日本対がん協会が、昭和35年から毎年9月をがんの征圧月間と定めて、がんとその予防についての正しい知識の徹底と早期発見、早期治療の普及に全国の組織を挙げて取り組んでいるとのことでございます。

近年、2人に1人が罹患するといわれるがんですが、早期発見のためには、がん検診が一番重要であると思います。このがん検診についてであります。我が国は諸外国に比べて、検診の受診率が低い状況にあるというデータがあります。

大阪国際がんセンター、これは大阪市内にある、国内でも、がんについての先進治療の拠点になっているところですね。大阪国際がんセンターの中に、がん対策センターっていうのがあるそうです。そのがん対策センターによりますと、例えば乳がん検診の場合、日本での受診率は41%に対して、イギリスは75.3%、アメリカは80.8%が受診しているということです。

また、子宮頸がんでは、日本では42.1%に対し、イギリスは77.5%、アメリカは84.5%が受診しているというデータになっております。ちょっと古いんですが、2013年のデータです。

国によって、制度や考え方の違いはあるとは思いますが、検診の受診率が40ポイントも違うというこの違いは、なかなか大きいというふうに思います。

我が国では、もともと受診率が低い状況ですが、この岬町、本町でのがん予防の取組についてお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、川井理香君。

○川井しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えします。

本町のがん予防の取組についてご質問いただきました。日本人の2人に1人はがんになると言われて、がんの予防は多くの方の関心を寄せるところです。

本町の取組といたしましては、生活習慣病の改善やがんの早期発見・早期治療を目的とした様々な健康教室、各種がん検診等を実施しております。

がんのうち、いわゆる女性がんにつきましては、初めて検診を受けられる年齢の方を対象に無料クーポン券を配布したり、また、子宮頸がんワクチンの予防接種を進めております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 町内では、がん検診について様々、行っているということでした。

本町において、保健センターが、ずっとがん検診、または健康診断——通常の健康診断ですね、検診について啓発運動に当たられているというのは、前からよく知っております。なかなか、でも、検診が進んでいない現状かとは思いますが、改めてお聞きしました。

今回も、がん予防についてお聞きしてるんですが、先ほど紹介しました日本対がん協会っていうのがあるんですが、この日本対がん協会の2024年度がん征圧スローガンというのがあるんですね。2024年度のスローガン、それは、「がん検診 あなたの暮らしの 習慣に」というスローガンだそうです。がんの早期発見・早期治療のためには、がん検診が最も有効とされております。今後も引き続き、検診の啓発に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、このがん予防の取組の中で注目したいのは、様々な種類があるがんの中で、唯一、子宮頸がんについてはワクチンがあると聞いております。がん予防は、もうがん検診で早期発見するしかないっていうのはあるんですが、でも、唯一、そのがんの中でも、ワクチンがあるがんがあると。それが子宮頸がんだと聞いています。ここでは、まず、女性特有の子宮頸がん予防の取組についてお聞きしたいと思います。お答えください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、川井理香君。

○川井しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えします。

子宮頸がんの予防の取組につきましては、まず、子宮頸がんとは、ヒトパピローマウイルスの感染による子宮の入り口にできるがんのことです。国内では年間1万1,000人の方が子宮頸がんになり、そのうち2,900人の方が亡くなっております。

患者様は20歳代から増え始めて、30歳代までにがんの治療で子宮を失ってしまう方も、年

間に1,000人いるとされています。

本町におきましても、子宮頸がん罹患した方や亡くなられた方が、過去10年間の間に約17人いらっしゃいます。がんの予防の取組としては非常に重要と考えております。

子宮頸がんの予防には、子宮頸がんワクチンを接種し、ヒトパピローマウイルスの感染を防ぐことが非常に効果的と言われています。

現在、ワクチン接種の主流となっております9価ワクチンは、原因となるウイルスの80～90%の感染を防ぐとともに、がんそのもの、がんになる手前の状態、前がん病変を減らし、がんそのものを予防する効果も分かってきました。

ワクチンの接種の経過について、少しご説明させていただきます。

平成25年4月より、予防接種法に定める定期予防接種として、小学6年生から高校1年生までを対象に接種が始まりましたが、ワクチンの接種との因果関係を否定できない重い副反応が発生したことにより、同年6月より定期接種としては継続しつつも、個別接種勧奨や広報など、積極的な勧奨を一時的に差し控えることとなりました。

その後、令和3年11月に、国の専門家の審議会において、ワクチンの安全性やワクチン接種のメリットから積極的な勧奨を一時的に差し控えることを終了し、令和4年4月より、他の定期接種同様に勧奨を行うこととなりました。

キャッチアップ接種といいまして、積極的な勧奨を一時的に差し控えたことにより、ワクチンの接種の機会を失った平成9年度から平成19年度までの女性の方で、過去にワクチンの3回接種が完了していない方を対象に、定期予防接種と同様に、公費でワクチン接種ができる制度が始まっております。

接種期間といたしましては、令和4年4月1日から令和7年3月までとなり、今年度が最終年度となっております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 子宮頸がんワクチンについては、公費で接種できることになったんですが、平成25年から令和3年までの間、国としては、ワクチン接種を止めたわけではないんですが、積極的に勧めていなかったと、そういう時期があったということですね。その間に受けてこなかった人がいると。

その時期にワクチンを打てなかった人が公費でワクチンを接種するには、期限があるということですね。その期限が今年であって、今年の9月でいいんですかね。ですので、その対象の人には、しっかりとそれを啓発・周知をしなければならないと思うんですが、その間に、国が積極的

に接種を勧めてこなかった時期、その時期の人に、期限つきで、この時期やったら公費で接種しますと、ですので、接種してくださいねという、それをキャッチアップ接種というんですね。

このキャッチアップ接種についての、ちょっと詳しい説明を求めます。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、川井理香君。

○川井しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えします。

本町におきましても、平成25年度よりワクチンの定期接種を開始しましたが、国の連絡を受け、定期予防接種として実施は継続しつつも、積極的な勧奨を差し控えてきました。

平成25年度当時の接種状況として、対象者の方が294人、いらっしゃいましたが、接種の延べ人数は31人にとどまり、その後は年に1人いるかいないかの状況が続いておりました。

令和3年度、国からの連絡を受けまして、定期接種対象者への情報提供や、あと個別接種勧奨を再開しまして、併せて令和4年度よりキャッチアップ接種対象者への個別接種を開始しております。

厚生労働省作成のパンフレットの配布、岬町ホームページ、みさきだより、健康づくり日程表、公式LINE等において周知を実施しております。

キャッチアップの状況ですが、キャッチアップ接種の対象者の方につきましては、令和4年度に未接種もしくは接種が3回、済んでいない方が527人いらっしゃいまして、個別通知を行っております。

また、今年度はキャッチアップ接種の最終年度となるために、接種対象となる方、653人に個別通知を行っております。

先ほど、坂原議員から、9月までにというご発言ありましたが、この3回、接種を終わらすためには、9月までに接種を開始しなくては終わらないということで、接種勧奨を行っております。

定期接種の方の接種状況としましては、令和4年度は延べ44人、令和5年度は延べ38人、令和6年度の7月時点、町では延べ10人の接種をしております。

キャッチアップ接種につきましの接種状況ですが、令和4年度から今年度の7月までで、延べ240人の方が一応、接種をしております。

子宮頸がんワクチンの接種状況は改善傾向にあると考えておりますが、やはり引き続き、定期予防接種及びキャッチアップ接種の周知啓発を行いまして、子宮がん検診の重要性とともに周知して、子宮頸がんを予防していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 もう期限のあることですから、後から聞いてなかったとか、ないようにしてもら

いたいというふうに思います。

また、当事者にも届いてない場合なんかは、家族からでも、友人からでも、話が伝わっていくように、あらゆる機会を通じて周知徹底のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

財政の健全運営についてお聞きします。

本日、午前の瀧見議員、また、先ほどの奥野議員からも、岬町財政について質問がありました。一部重複する部分もあるかと思いますが、私は、また別の観点から質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

今年6月、自治体財政の専門家で、立命館大学の森裕之教授が開催する「自治体財政の基礎を学ぶ」という講座を受講しました。

自治体の財政は家計と同じで、収入と支出のバランスであり、行政特有の難しい言葉にとらわれずに考えればよいというものでした。

家計の収入も、例えば、自分の給料だけで賄いきれない場合、例えば、自分の息子の留学費用、あるいは住宅の改修費用、当然、入り用になったそういう費用などを自分の給料だけで賄いきれない場合は、例えば、自分の両親から応援してもらうということもあるんだろうと。それは家計の話であって、それを自治体に当てはめると、この両親からの応援というのは、国からの補助金に当たるものだと、そういうような内容で、非常に分かりやすいものでした。

ですが、実際の町財政の歳入では、例えば地方交付税、国庫支出金、地方債など、幾つもの項目や難しい言葉があって、なかなか分かりにくい面もあります。

この歳入——収入ですが、収入の中にも、使い道が決まっているお金もあると。使い道が決まっているお金は、それ以外には自由に使えないってことなんですね。なので、使い道が決まっているお金を除いた分、自由に使えるお金、このことを一般財源というふうに学びました。

ここでは、この一般財源と、家計においては貯金に当たる基金について、的を絞って質問を進めたいと思います。

そこでお聞きしますが、過去3年間の一般財源の歳入の推移はどうなっていますでしょうか。答弁を求めます。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 坂原議員のご質問にご答弁させていただきます。

3年間の代表的な一般財源の推移についてご答弁させていただきます。

まず、町税になります。

令和3年度決算では、新型コロナウイルス感染症による徴収猶予に係る納付がございまして、その影響を除きますと、約17億8,600万円の収入であったものが、令和5年度では約18億4,100万円となり5,500万円の増加となっております。

次に、譲与税・交付金となります。

令和3年度決算では、新型コロナウイルス感染症についての、町税の軽減措置についての特別交付金があり、その影響額を除きますと、直近3か年の決算は、おおむね5億円前後を推移しております。

普通地方交付税につきましては、原資となる国税が増収となった影響もありまして、直近3か年の決算では、約21億6,000万円から約22億1,400万円を推移しております。

次に、町たばこ税についてということになります。

こちらにつきましては、令和5年度決算では約7,344万円の収入ということになっております。

次に、いわゆるガソリン税を原資として、道路延長などに応じまして、各市町村へ譲与される地方揮発油譲与税につきましては、同じく1,114万円となっております。

最後に、ゴルフ場の利用者にご負担いただいておりますゴルフ場利用税につきまして、大阪府より交付されるゴルフ場利用税交付金は、同じく5,118万円となっております。

以上となります。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 収入についてお聞きしました。

収入の中でも、いろんな収入があるので、特に町税とか地方交付税とか、そういうのはちょっとなじみがないので分かりにくいんですが、例えば、たばこ税、これが岬町で購入されたたばこの税金ってことですよね。これが7,344万円あると。

それから、ガソリン税っていうのは、別に町内で売れたガソリン税ではなくて、全体で売り上がったガソリンの税金のうち、一定の割合で岬町にも配分されるという、そういうガソリン税の金額ってことです。

それから、ゴルフ場利用税、これは岬町に2か所あります大阪ゴルフと岬カントリーゴルフ場ですね、これの利用者が負担するゴルフ場利用税ですね、この一部が岬町に入ってくるという、そのゴルフ場利用税が年間で5,118万円やったという内容でした。

それ以外の収入について、過去3年間ということで、令和3年、4年、5年とお聞きしたんですが、ちょっと分かりにくい言葉もあつたりして、はっきりと分かりにくかったんですけど、岬

町の収入——歳入というのは、今後、増加傾向にあるのでしょうか。お答えください。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 坂原議員のご質問にご答弁させていただきます。

こちらの、今、申しあげました推移、直近の3か年でいきますと、やはり普通地方交付税が、国税の増収の影響がありまして、全体としたら増収傾向にありました。

ただ、その3か年につきましては、そういった、ある意味、特殊な要因があったわけなんですけれども、それを除きますと、おおむね全体的な動きで行きますと、ここ10年ぐらいで見ますと、おおむね一定の金額が収入されているのかなというふうに考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 最近10年では、収入について一定の収入があったと、そんなに増減、減少もしてないということでした。

でも、そこでちょっと考えていかなあかんのはと思うんですけど、固定資産税の超過課税というのがありましたね。それは他市町よりもちょっと固定資産税の率を上げて徴収していたというのがありますよね。そういうのがあったり、先ほど、部長からありましたけど、コロナのときは、それ以外のお金もいっぱい入ったりしてね、あったんですけど、だから、そのまま、この10年間、過去と今と比べて、数字がそんなに変動しないから、増加してるのか減少してるのか、そんなに分からないところ辺があるかもしれませんが、収入の、やっぱりもともになるのは、やっぱり徴税、人口によると思うわけですよ。

その人口は、岬町が一番多いときで約2万3,000人でありました。現在、1万4,000人ですよ。9,000人近くが減ってきていますよね。

人口、減ってるけど、今の話では、この10年間は変わらなかったということなんですけど、その10年間、変わらなかった現状が今後も続くのか、続く要因はあるのかと思うんですが、それ、聞いても、分かりませんよね。

要は、今後、急激に、あるいは収入が増えるという、そんな要因はあるのかなのかって考えた場合に、その主な収入のもともになるのが人口って考えた場合に、もうそんなに増えていくっていうのも考えられないのではないかというふうに思うんです。

収入についてもお聞きしたんですが、今度は家計において貯金に当たる基金についてお聞きしたいと思います。基金についての推移についてはいかがでしょうか。お答えください。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

部長、答弁の途中なんですけども、3時を迎えましたので、途中で申し訳ございませんが、一

且、質問を止めていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

(午後 3時00分 休憩)

(午後 3時25分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

それでは、財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 坂原議員のご質問であります基金の推移につきましてご答弁させていただきます。

直近3か年の決算の一般会計所管の基金残高の推移につきましては、令和3年度末で約13億9,600万円であったものが、令和5年度末では約8億7,300万円となり、約5億2,300万円の減少となっております。

なお、この間に庁舎整備基金を創設し、基金への積立てを開始しております。

財政調整基金の残高につきましては、令和3年度末で約8億3,600万円であったものが、令和5年度末では、普通地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債の減少などによりまして、約4億5,700万円減少し、約3億7,900万円の残高となっております。

公共施設整備基金の残高につきましては、令和3年度末で約1億3,700万円であったものが、令和5年度末で、美化センターの維持管理のために令和5年度で取り崩しを行ったことから、5,200万円減少し、約8,500万円となっております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 家計でいうところの貯金に当たる町財政の基金ということでお聞きしました。

これは、今の答弁によりますと、要はその基金、貯金の残高が減ったってということですね。少なくなったということだというふうに思います。

この前に質問したのは、収入がどうかということについて質問したんですけど、僕が聞いたのは、過去3年を聞いたんですが、そんなに差はない。3年前と比べると、ちょっと一部増えてるってような状況でした。

10年前から見ても、この10年間はそんなに動きがないということでした。ただ、今後の傾向として見るならば、そんなに増えていくっていう要因はあまりないだろうというふうな見解でよろしいですかね。いや、もう首、縦に振ってくれたらいいだけですから。

要は、言いたいのは、収入と支出のバランスやということやったんで、収入は減ってくるよと、

貯金も減ってきてるとなると、これはやっぱり家計がしんどいかなということなんですよ。

収入が減ってきたら、収入を増やすのが一番いいんですけど、急に増えへんもんやから、やっぱり出て行くもんを減らさなあかんと思うんですよ。出る分を減らすということについて、ちょっと聞きたいと思うんですよ。

特に、町の中には、公共施設の建物がたくさんあるんですよ。なので、その管理についてはどうなんかっていうことをお聞きしたいんですが、町内にある公共施設、この管理について考えをお聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 坂原議員のご質問にご答弁させていただきます。

公共施設の適正管理につきましては、全国的な課題となっております。

本町におきましても、少子高齢化による人口減少や厳しい財政状況にある中で、公共施設に対する住民ニーズを的確に捉えながら、公共施設の更新、長寿命化等の財政負担の軽減・平準化を行う必要があるため、公共施設の適正管理が大きな課題というふうに考えております。

本町におけますこれまでの公共施設の適正管理につきましては、公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進のため、平成27年3月に岬町公共施設適正化基本方針を、令和4年9月には、この基本方針を改めた岬町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

これらの公共施設の指針に基づきまして、本町では、本町の政策課題である子育て環境の充実、安全・安心なまちづくりに資する公共施設の適正配置を優先的に考え、深日保育所を耐震化された深日小学校への移設、学校給食センターと岬中学校給食調理場との統合、耐震性に課題のあった町営緑ヶ丘住宅の建て替え、最近では、公民館・図書館等整備基本構想の策定等を行い、公共施設の適正配置に取り組んでまいりました。

今後につきましても、引き続き、公共施設の適正管理に努める必要があると考えております。

本町では、大阪府内の町村の中で、住民1人当たりの床面積が、平均に比べて大きい自治体であります。今後、町内の人口減少が続くおそれがあり、老朽化が進む既存の施設をそのまま更新することは、非常に厳しい状況となっております。

このような中で、岬町公共施設等総合管理計画に基づき、各公共施設の利用状況、運営状況等を見える化するための実態把握を行った上で、財政部門及び所管部門で協議・情報共有などをしっかりと行い、引き続き、行財政改革推進本部で必要な意思決定を行ってまいりたいというふうに考えております。

現在、策定中の第4次集中改革プランでも、引き続き、公共施設の適正管理についての取組を

推進し、住民ニーズを的確に捉えながら、持続可能な財政運営ができるよう、公共施設の適正管理に努めてまいります。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 町内の公共施設の適正管理について、考えをお聞きしました。

その中で、令和4年9月に岬町公共施設等総合管理計画を策定したとありました。それに基づいて、様々、統廃合を行ったりしたとあったんですが、その中で一つ、給食センターについても触れられておりました。

給食センターについては、この総合管理計画の中にあっただけどうか、私は分かりませんが、定かには。給食センターの統合について、私が早くから、何回もここで提案したんです、もう以前から。それをもっと早めにやとったら、毎年かかってた修繕費は、かからなかったんですよ。そう思うて言うてたんやけど、それがなかなか通らなくて、やっとの思いで、それが実現したわけですね。

そやから、総合管理計画ってあるんですけど、管理計画があっても、それを実施する、今度は実施計画って要るんじゃないかと思うんですね。

ただ、今、現状、把握してってありました。それ、もう早めに把握してもらって、その管理費を抑えていくために、どこをどういうふうに削っていくのか、言い方は悪いですけど、削減していくのか、その辺の目標をしっかりと立てんかったら、どこへ向いて走っていったえんか分からへんようになってくるから、絵に描いた餅になってしまうと思うんですね。その辺をしっかりと実施計画を立てて進めていかなければ、何も変わらないかなって思うんですね。

今、町内にある施設っていうのは、人口2万3,000人のときの施設がそのまま残ってるというふうに思います。もう9,000人、減ってるんやから、人口規模に合わせて行政サービスも変動はあると思うんですね。

人口規模が変わってるのに、以前と同じサービスをしようと思ったら無理がありますよね。それが今、その時期が来てるんじゃないかと。実は、早くから来てて、もう今、せなあかんときやと思うんですね。それを今からでも実施計画を立てて、それに基づいて実際に進めていかなあかん時期やというふうに思うんです。岬町のまちの中身を人口規模に合ったサイズにしていかなあかんというふうに思うんですね。

ということで、今、担当から考えをお聞きしたんですが、同じ質問を田代町長にもお聞きします。答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員さんの質問にお答えさせていただきます。

先ほど、公共施設の適正管理についてご指摘、ありました。まさしくそのとおりだろうと思っております。

財政面においては、先ほど、歳入歳出については、担当のほうから説明のあったとおりで、8億何がしの基金が3億何ぼまで減ったっていうのは、コロナの関係もあって、一時期、町単独事業を行って、そのときに基金を取り崩してでも、これは対応しなければならなかった、こういった令和2年、3年っていうときがあったのかな、そういったことがあって、基金を8億円ほど積み立てておったので、その対応はできたのかなというふうに思っております。

しかし、基金はやっぱり、いざというときのために絶対必要だと私は思っております。

ここでいう歳出を抑えるのには、どうしたらいいのかっていうのは、ご指摘のとおり、公共施設の床面積は、大阪府で2番目に高い比率で出ておりますので、例えば、旧のプールの跡、淡輪小学校のプールの跡、それから中学校のプールの跡、そういったものを床面積に含まれてますので、そういったものの整理をするのに、これは以前から話をしてるんですけども、やはりこれを整備するには、どうしても単独の事業でありますので、自主財源が要ということで、なかなか手つかずになっております。

しかし、こういったことも含めて、過去にやっぱり必要であったんだけど、現在としては使われてない、言わば、これとこれは統廃合してもいいなというものについては、今後、公共施設適正管理の中でしっかりと計画を立てて、前へ進めてまいりたいと、このように思ってます。

そして、歳出をできるだけ抑えて、歳入は先ほど説明のあったとおり、国の臨時財政対策債が大幅に全国的にカットされた、それが交付税で算入される予定のものがされないということで、かなり歳入のほうが減額されてきておるということで、こういったことを踏まえると、やはりご指摘のように、公共施設の在り方、それをしっかりと今後は検討すべきかなと、そういう時期に来てると、そのように思ってますので、しっかりと今後、適正管理に向けて努力してまいりたいと、このように思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 以上で一般質問を終わります。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

次に、早川 良君。

○早川 良議員 早川良でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、令和6年度9月議会一般質問を始めたいと思います。

今回の一般質問では、証明書のコンビニ交付導入後の利用状況と、みさき公園駅前の証明書発行コーナーの今後の在り方について質問していきたいと思います。

住民票等のコンビニ交付が、本年2月より、本町においてもようやく開始されました。そこで、まず、現在の利用状況についてお聞かせください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 早川議員のご質問にお答えします。

本町では、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、住民の皆さまの利便性向上を図るため、令和6年2月13日より、住民票等のコンビニ交付を実施いたしました。

岬多奈川郵便局キオスク端末を含む令和6年3月から7月までの、各証明書の発行合計枚数を月ごとに述べさせていただきます。

3月は233通、4月は197通、5月は121通、6月は175通、7月は201通となっております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 ありがとうございます。

続いて、本町では、デジタル化の取組についてのアンケート調査を実施していたと思うのですが、その中のコンビニ交付についてのアンケート結果についてもお聞かせください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 早川議員のご質問にお答えします。

本町では、令和6年6月4日から令和6年7月31日まで、約2か月間にわたり、デジタル化の取組についてのインターネットによるアンケート調査を実施し、266人の方から回答がありました。

アンケートの中で、「住民票等のコンビニ交付サービスを行っていることはご存知ですか」の質問に89.1%、約9割の方が「知っている」と回答がありました。

また、「住民票等のコンビニ交付サービスを始めたことについてどう思いますか」の質問に80.1%、約8割の方が「評価する」と回答があり、利便性の向上に大きく寄与していると考えております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 ありがとうございます。

アンケートに答えた方の約9割の方がコンビニ交付サービスを認知しており、また、8割の方がコンビニ交付サービスについて評価するとの回答からも、広く住民に認知され、また、利便性

から支持されたことにより、先ほど回答いただいたとおり、多くの住民さんにご利用いただいていることが分かりました。

さて、町長は、このコンビニ交付サービスを利用されたことがありますかね。ないですか。

私は既に2回、利用したことがあるんですけども、1回目は町内のコンビニ、2回目は和歌山市内のコンビニで、実際、キオスク端末ですかね。マルチコピー機を操作して、住民票を2通、出しました。非常に簡単にスムーズに、また、200円ですかね、役所の窓口より安く住民票を取ることができ、大変便利、世の中もかなり便利になったなという感想があります。

また、年配の方から、操作がちょっと不安なんで付き添ってほしいと頼まれて、立ち会ったこともあるんですけども、70代後半の方だったんですけども、端末をスムーズに操作し、証明書を発行することができていました。

全国どこのコンビニからも証明等証明書等が発行できるコンビニ交付サービスは、大変利便性が高く、住民の皆さんに喜んでいただけるものと感じています。

今後は、他の市町村で実施されている戸籍等の証明の拡張についても、また利用状況に応じて検討していただければと思い、要望しておきたいと思います。

次に、令和3年度より開所しているみさき公園駅前発行コーナーについてお聞きます。

コンビニ交付実施前と実施後の利用人数の推移について、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 早川議員のご質問にお答えします。

みさき公園駅前発行コーナーは、令和3年4月1日より開所しております。

コンビニ交付実施前である令和3年度は、月平均31人、令和6年度は月平均30人、令和5年度は月平均32人、コンビニ交付実施後の令和4年の4月から7月までの月平均は14人となっております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 先ほど、ちょっと月平均で答えていただいたんですけども、これ、1日の利用者人数では、平均何人になりますか。再度、回答、お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 早川議員のご質問にお答えします。

コンビニ交付を実施前である令和3年度は、1日平均2.5人、令和4年度は、1日平均2.4人、令和5年度は、1日平均2.5人、コンビニ交付実施後の令和6年4月から7月までの1日平均は1.1人となっております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 ありがとうございます。

これ、1日平均すると非常に分かりやすく、コンビニ交付実施後の1日の利用者平均数が1.1と減少していることが分かりました。

では、次に、みさき公園駅前発行コーナーの事業費はどのようなになっているのか、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 早川議員のご質問にお答えします。

みさき公園駅前発行コーナーは、火曜日、木曜日、土曜日の週3日、開所しております。

人件費としまして、会計年度任用職員1名分、112万5,581円、光熱水費や住民情報システム端末リース料等の管理費としまして、75万3,591円、合計187万9,172円となっております。

参考となりますが、導入費用を含むコンビニ等交付サービス事業費は、3,788万2,728円となっており、デジタル田園国家構想交付金1,888万6,583円を充当しております。

また、コンビニ支払手数料は、1通当たり117円、かかっております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 先ほどの答弁、年間の事業費が187万9,172円ということは、先ほど答弁いただいた利用者数で計算してみると、令和6年度の利用者1人当たりの経費が1万円を超す計算になると思います。これは、分かりやすく言えば、現在、発行コーナーに1名、来所されたときに、手数料200円、頂いて、住民票などを発行した場合、約1万円の経費がかかっているということになります。

私は、行政サービスにおいて費用対効果という言葉を使うのは、あまりよく思っていないんですけども、一般的な感覚からすると、この数字は少し首をひねるものだと感じます。

また、先ほどの答弁では、人件費として、会計年度任用職員1名のみの計上でありましたが、発行コーナー、恐らく2名体制のため、職員1名の派遣も必要になっていると思います。

みさき公園駅前発行コーナーは、開所以来、特に平日、役場に来られない住民さんにとっては利便性がよく、大変喜ばれて利用されてきたと思います。

しかし、コンビニ交付サービスという住民の皆さんにより寄り添ったサービスが開始されたことにより、駅前発行コーナーは一定の役割を終えたのではないかと私は考えております。

最後に、町長に、みさき公園駅前発行コーナーの在り方についての答弁をお願いしたいと思い

ます。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 早川議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今、まさしく説明をされたとおり、コンビニを使う方が多くなってきた。当初、みさき公園の駅前発行コーナーをあそこに設備をしたいきさつっていうのは、当初、コンビニが一部のとしがなく、コンビニ交付を行うには、全町的に使いにくいというのがあって、なかなか、これについては議論に議論を重ねた上で、とにかく、みさき公園の、南海電車から降りてこられた方が、いつでも取れるようにということで、わざわざ役場まで休んで来なくてもいいようにということで設置したものでありまして、これは議会の皆さんのご理解を得た上で、そういう設備をしたわけなんですけども、結果的に、デジタル田園都市構想を打ち上げてから、今回、コンビニを使って住民の方に利用していただくということですけども、その手数料が、先ほど説明あったように、百何ぼ、いっているということ、これはもう仕方ないのかなというふうに思います。

しかし、この設備をするに当たって、やっぱり180万ほどお金がかかっているわけなんですよね。だから、そういったことを考えると、費用対効果っていうのはあまり出てないのかなと、私は思っていますけども、当時は、そうしなければ、住民のサービスの提供ができなかったといういきさつがあります。

今後については、今の観光協会の事務所が手狭になっておりますので、これ、廃止するというのは住民のご理解を得ないといけないうですけども、一応、住民の方にアンケートなどを取って、それで、もう必要ないというようなことになれば、できれば廃止の方向も考えていきたいというふうに思っています。

それで、その跡地を観光協会の岬町のこれからのPRにかけて、観光事業をもっと推進してもらうための場所づくりにしたいなど、このように思っております。

これは議会の皆さんと十分、理解を得た上で、廃止するか否かを決めていきたいと、このように思っております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 町長、ありがとうございます。

改修に当たって、いろんな思いで、当時の利便性を考えて設置していただいたことは十分に理解いたしました。

先ほど、町長より答弁で、住民の皆様、議会の理解をいただいたら、廃止の方向で考えていくということも答弁いただきまして、また、岬町にとって観光は第一でありますので、PR、観光

協会の拡張等に今後、考えていただけるということもお聞きして、非常にうれしく思っております。

みさき駅前、利便性が高く、また、町外から訪れる方の玄関となる岬町にとっては大変重要な場所であると私も考えております。今後より一層、岬町の発展につながるよう友好活動をしていただくことを要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 早川 良君の質問が終わりました。

次に、中原議員の一般質問につきましては、補助資料等があります。議員及び理事者の皆様には事前にメールにて配付させていただいております。

議員及び理事者の皆様におかれましては、パソコンまたはタブレット、スマホ等でご参照いただきますようお願いいたします。また、傍聴の皆様には、配布している資料をご覧ください。

それでは、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原晶です。

日向灘を震源地とする大地震、台風10号によって犠牲となられた方々とそのご家族、ご友人にお悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われた皆さんにお見舞いを申し上げます。

岬町においては、幸いにして大きな被害は確認されていませんが、職員の皆さんは災害発生に備えた準備などご苦労されたことと思います。

過去に経験のない猛暑や集中豪雨、竜巻まで全国で発生し、いつ、どこで災害に見舞われてもおかしくない気候危機が進んでいます。災害からの復旧復興を政府と自治体が責任を持って行い、岬町においても備えを強化するよう求めます。

岸田首相が次期総裁選に出馬しないと表明し、事実上、政権を投げ出しました。ニュースでは連日、自民党総裁選が取り沙汰されていますが、岸田首相が言及した統一教会との癒着、裏金問題に切り込む候補者は1人もいません。さらに、派閥の解消はどこへ行ったのかと思うような行動が相次いでいます。

表紙を替えたところで、自民党政治が何ら変わらないことは明らかです。国民が求めているのは、自民党政治そのものの転換であることを指摘したいと思います。

住民生活は、自民党政治の下で窮迫しています。異常な物価高が長期にわたっている上に、自民党農政の失敗から、主食である米が手に入らない事態に直面しています。

さらに、先日、軍事費の概算要求が報じられましたが、総額8兆円を超える過去最大の要求額となっています。具体的な金額が明らかになっていない事項要求を含めれば、さらに膨れ上がります。国民に莫大な負担を負わせ、攻撃型兵器の購入や国是まで踏み破る武器の輸出にまで踏み

込む、極めて危険な中身です。

戦争する国づくりは、国民の暮らしの予算を削って進められています。住民の最も身近な地方自治体である岬町が防波堤となって、住民を守る役割を果たすことを求めて質問を行います。

マイナ保険証について質問をいたします。

今年12月2日から、新たな保険証が発行されなくなることから、12月から現在の保険証が使えなくなる、病院にかかれなくなるという誤解を生むような宣伝が政府によってなされています。岬町として適切な対応が必要ではないかと考え、質問を行います。

ただいま申し上げました誤解を生むような宣伝についてですが、資料1をご覧いただきたいと思います。

資料1をご覧いただきますと、「ご注意ください。本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。」と強調されています。その下に小さい字で書いてあるとおり、「今年の12月2日時点で有効な保険証は、最大1年間有効です。」とあります。

私は、このチラシは姑息なマイナ保険証への誘導策であるというふうに考えておりますけれども、マイナ保険証をつくらないと診察してもらえないといった誤解を招かないように、徹底した周知が必要だということを初めに申し上げた上で、具体的な質問を始めたいと思います。

まずは、岬町における国民健康保険と後期高齢者医療保険の加入者の実態をお聞きします。

国保、後期高齢の医療保険に加入されている方の数——被保険者数というやつですね。それから、マイナ保険証を持っている方の数。これは、マイナンバーカードに医療資格をひもづけている方、いわゆる登録登録者数と言うんですけれども、その数とその割合、それから、医療機関での利用者数と利用率をお示しいただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えしたいと思います。

本町の国民健康保険被保険者数でございますが、今年の6月時点となります。今年の6月時点では、3,362名、そのうちマイナ保険証の登録をされている方につきましては、2,193名で、全体の約65%がマイナ保険証のひもづけを完了されております。

このうち医療機関におきましてマイナ保険証を利用されている方につきましては、565名で、マイナ保険証の利用率としましては、11.28%となっており、全国の利用率が6月時点で10.99%というふうになっておりますので、それと比較をしましても、若干上回っている状況でございます。

次に、本町の後期高齢者医療被保険者の方についてですが、同じく今年の6月時点の加入者の

方につきましては、3,457名で、そのうちマイナ保険証の登録を既にされている方につきましては、2,225名となっており、全体の約64%がマイナ保険証のひもづけを完了されているという状況です。

このうち、医療機関におきましてマイナ保険証を利用をされている方につきましては、3906名で、利用率は4.85%となっております。

なお、後期高齢者医療被保険者の方の全国の利用率につきましては、9.35というふうに出ていますので、それに比べて若干低くなっているという状況でございます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、数字をたくさん言ってもらったんで、お聞きいただいている方は分かりにくいかもしれないんですが、マイナ保険証の登録者でいうと、国保も後期も大体65%ぐらいやと。もう一方で、利用率については、国保で1割強、後期では5%に満たない数やということでしたね。全国平均でも、全体の平均で利用率は1割前後というところになっています。

ただ、この利用率っていうのは、ちょっと計算が、ややこしいんですよね。厚生労働省が報告を求めているもので計算することになるので、今、6月っておっしゃいましたけど、その6月1か月のうちにマイナ保険証を使って受診した人数、これ、実人数だそうなんですけれども、延べじゃないんですってね。それを外来のレセプト数で割って算出するということらしくて、私は、てっきりマイナ保険証の登録してはる人の中で実際に使うてはる人っていう単純な計算かなと思ってたんやけど、どうもそういうものではないようであります。

そういう意味では、ちょっと実態がよく分かりませんが、先ほどお答えいただいたのが岬町での実態ということのようであります。

利用率については、全国的によく1割と。岬町の後期高齢者医療保険に加入されている方については、半数程度ということになっているようなんですけれども、これは、以前はもっと利用率が低かったんですよね。増えてきたと。増えたいうても、数%の話なんですけど、これ、何で増えてきたんかご存じでしょうか。ご存じやったらお答えください。

国保の担当のことと単純に言えない。これ、ややこしい話でね、マイナンバーって、マイナ保険証は福祉分野というか、厚労省なんですよ。だから、岬町でいうと国保の担当になるけど、マイナンバーカードそのものでいうと、総務の関係やったりしてね、何かややこしいので、答えられる方がおられたら、答えていただきたいと思います。おられなかったら、ええですけど。

○竹原伸晃議長 おられないかな。

中原 晶君。

○中原 晶議員 おられないようなので、私から言いたいと思います。

これね、国はもう一生懸命、マイナ保険証の登録を、進めてるわけなんですよ。

それで、医療機関とか保険者なので、岬町の国保なんかにも関係するわけですが、それと、あと経済界の代表、こういったところの人たちで構成している日本健康学会というのがあるんですって。そこで、マイナ保険証利用者促進宣言っていうのがなされた。ほんで、5月から7月の間にマイナ保険証の利用促進集中取組月間っていうのをやっていたんですよ。

その期間にどういうことやったかっていうと、一つは、ニンジンです。あめとむちですわ。

マイナ保険証の利用人数の増加量に合わせて、病院とか診療所とか薬局に一時金を支給しますっていうやつね。ああ、うん、うん、言うてるわ。ご存じ。さすが、ご存じやったようで。

病院では最大20万円、診療所や薬局では最大10万円ということだね。ただ、これ、もらおうと思ったらね、窓口でさっきの資料1みたいなね、こんなポスターをね、貼っとかなあかんのですって。おまけに、病院とかの窓口、薬局の窓口とかで、マイナ保険証をお持ちですか。ぜひ、まだ登録していなかったら、ご利用くださいとか言うて声かけして、ほんで、つくってくださいって、こうやってつくるんでっせっていうチラシを渡さなあかんねんて。この二つをやらへんかったら、この最大20万円、最大10万円っちゅう一時金はもらわれへんと、こういうことをやってたわけね。ニンジン、ぶら下げてね、やってたわけですよ。

ほんで、おまけに、利用率の低い施設とか、今、義務になってますけど、窓口でマイナ保険証をかざす機械ね——カードリーダーね、設置せなあかんねんけど、設置してへん施設とか、利用率低い施設とかがあったら、言葉は悪いんですけどね、密告——教えてくれと。そういうとこ、あったら、厚労省に言うてきてくれと。指導しますわと。こういうこともやってきてたわけなんですよ。もう、まるで脅迫まがいやなというふうに、私は厚労省の資料を見てて思いましたけどね。

療養担当規則っていうのがありましてね、これは、医療を実施する場合に、こういうことは守りましょうという規則が決まってるわけよ。ほんで、その規則、違反になる可能性もありますのでってそこに書いてあるねん。療養担当規則に違反するっていうことはね、可能性ともちろん丁寧に書いてましたけど、療養担当規則違反っていうのは、罰金ももちろんなんですけど、ひどい場合は、医療機関の指定を外される。要は、もうおたく、病院、経営してもらえません。ヤミ医者になってくださいと、こういう宣告なんですよ。こういうことまでね、厚労省は言うてんねん。むちゃくちゃやな思いながら読んでました。

それから、皆さんもいろいろ目に触れられたことがあるかなと思いますけど、テレビCM、ネ

ット広告、新聞広告、あらゆるメディアを動員し、集中的な広報を展開するということも書かれておりまして、地下鉄の車内放送とかね、そんなところでもね、動画を流しましょうとか、やっとならしいですわ。全くもう洗脳する気やなと思いつながら、私、見とったんですけどね。

こういうことをやってきて、ようやく利用率が1割になったというところなんです。これが1割に増えた理由ですわ。ほんでねそれをやる時にね、何で増えへんのかっていう理由でね。病院で声、かけへんからやと。さも医療機関が悪いかなのようなね。ほんで、今度は病院をセールス機関にして。こんなことをやってるのがマイナ保険証のことなんですよ。

ああ、先、言うときますけど、私はマイナ保険証を敵視しているわけではありません。国のやってることはひどいと思ってるんねんけど、マイナンバーカードを持ってね、マイナ保険証を利用して医療を受けると、そのことを選ばれた方を否定する気は全くありませんので、そのことだけは申し上げておきたいと思います。

ほんで、私ばかりしゃべって申し訳ないんですけど、今、言うたようなこと以外にも、マイナ保険証の利用者数に応じて診療報酬——病院とかがもらう報酬やね、それに加算するとかね、あとは事業主を通じてマイナ保険証の利用の促進を図るということやね、経済団体に呼びかけてんねん。これ、どんなことが起こってるかという、大企業なんかでね、保険証、持ってますわね、従業員が。その保険証をね、事実上、取り上げるんですわ。マイナンバーカードをつくって、マイナ保険証、登録してくださいっていうことを会社が言うてんねんね。

ほんで、あとはね、気早くね、内定出しますでしょう。ほんなら、内定のときにね、入社するときにマイナカードを提出してください。マイナ保険証も登録してくださいねっていうて、利用を会社を通じて呼びかけると、そんなことまでやってるので、登録者数が徐々に増えてきたということなんですわ。

私ばかりしゃべるとしたら面白くないので、質問しますね。

先ほど申し上げたとおり、現行の保険証は、最大1年間、保険証に記載されている有効期限までは使えます、今年の12月2日時点で、その先、最大1年間は使えます。

で、後期高齢者医療保険なら来年の7月末までが有効期限です。国民健康保険なら、この後、また私も、郵便で受け取ることになるわけですけど、新しい保険証がやって来て、来年の10月末まで現行の保険証——紙の保険証やね、従来どおりの診療を受けることができるわけなんですわ。このことを徹底して周知する必要があるというふうに思いますけれども、どんなふうにお考えかお聞きしておきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、議員、おっしゃっていただいたように、国民健康保険にしても、後期高齢者医療にしましても、毎年、年に1回、更新がございます。国民健康保険につきましては、毎年10月末、後期高齢者医療におきましては、毎月7月末を期限としまして、保険証の更新を行っております。

このたび、制度改革によりまして、現行の保険証が12月2日付で廃止されるということになりましたので、今までどおりの保険証の更新自体は今年度が最後という形になっております。ですので、来年度の更新からマイナンバーカードと保険証のひもづけを行っていない方、もしくはマイナンバーカードをおつくりになっていない方につきましては、申請によらず、資格確認書をお送りさせていただくということになります。

この資格確認書につきましては、今までの現行の保険証と同じように、医療機関を受診する際にお持ちいただいて、保険証の代わりというか、マイナ保険証の代わりにお使いいただくものという形になります。こちらにつきましては、医療機関を受診する際には必ず必要となるものでございますので、来年の保険証の一斉更新の際には、必ず皆様のお手元に届くように努めたいと考えております。

また、周知に関しましても、今回、こういう形で、いろいろ12月末2日で保険証のほうがなくなるよということで宣伝をされておりますが、現時点におきましても、保険証の廃止については、割とお問合せをいただいていることもございますので、マイナンバーカードをお持ちでなかったり、マイナンバーカードを保険証とひもづけを行っていない方につきましても、引き続き変わらず医療機関のほうについては受診することができますよということを、より分かりやすい内容で周知を実施していきたいというふうに考えております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 やっぱ、不安があつて問合せ、来てるんですね。

私も、もう電話が急にかかってきてね、マイナンバーカード。つくらなあかんのでしょうか。何でかな、思うたら、保険証のことを心配してね、電話がかかってきたっていうのが先々月やったかな、ありましたわ。

電話でも恐らく丁寧に対応されているというふうに思いますけど、今、資格確認書っていう話が出てきました。そのことを今度は聞きたいと思います。

来年の一斉更新時に資格確認書を送らねばならない人には送るということでしたね。ちなみに、その資格確認書っていうのはどんな大きさ、どんな形状なのか。それから、対象者全員に、機械的にですので、プッシュ型で送られるのかお聞きしたい

と思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えしたいと思います。

資格確認書のお話でございますが、先ほどもちょっとお話をさせていただいたとおり、マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーカードをお持ちでもマイナ保険証とひもづけを行われていない方につきましては、来年の更新のときに資格確認書をお送りさせていただくというふうになります。

こちらにつきましては、随時、例えば12月以降に保険証を紛失されたりとかっていう場合でしたら、再発行の届出ということで、その時点で保険証は出せないですけども、資格確認書をお出しするという形になるので、そういう場合に関しては申請は必要になりますけれども、一斉更新の際につきましては、先ほど議員、おっしゃられたように、プッシュ型、ご本人さんの申請によらない形で、今までの保険証の一斉更新と同じように、保険者のほうから送付させていただくというふうに考えております。

形状でございますが、本町におきましては、国が配布しております国保標準システムの方導入しておりますのでその様式にのっとった形でお送りさせていただく様式を考えております。

今のところ、考えているのが、今、皆さん、お持ちいただいております国民健康保険証と同じ形のものになると考えて、今、国のほうが示している様式としては、そういう形になっておりますので今お持ちいただいている保険証と大きさとかは、ほぼ変わらないかなというふうに考えております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、持ってるんほとんど変わらんもんが来年の更新のときにはやってくる。変わるのは、その上の一番上の名前だけ。国民健康保険証とか書いてたのが、資格確認書に変わっていただけやね。

後期高齢は、どないなります。後期高齢も同じような形状かな。あれ、面倒くさいんですね。ちょっとでかいから、畳まんと持ち歩きがしにくいわいう声、聞いて、もし知ってはったら、この後、立ったときに答えてください。

それで、何かほんまにお金の無駄遣いやなと思うんやけどね、もうほとんど同じもんが、名前、替わっただけで届くんやね。取りあえずプッシュ型で届くということなんで、必要な人には。それは結構なんですけど、ただ、これも当分の間っていうことになってるんですよ、政府の考え方では、当分の間って、いつまでやねんっていう話ですけど、これも最初は、実はプッシュ型で

やるつもりはなかったんですよ、政府は、そやけど、国民の中から、やっぱりいろんな批判の声が上がってきてやね、ほんで、もう自動的に送りますということになったわけですよ。

でも、こんなことが、もうあれやね、12月から対応していかなあかんことになるから、大変ですね、担当課は。ほんまに、もう腹立ちますわ。

それで、ちょっと気になるんわね、対象者全員に漏れなく確実に送られるという保証があるんかっていう問題なんですよ。

さっきおっしゃってたとおり、資格確認書っていうのを自動的に送らなあかん人っちゃうのは、今、マイナンバーカードも持ってないっていう人、今、保険証で病院に行ってるっていう人は分かるんですね。

ただ、マイナンバーカードを持ってるんけど、ひもづけしてない人っていう人もおりますわね。

だから、それと併せて、ややこしいんが、そのマイナンバーカードには期限ってありますやんか。その期限と資格確認の期限は、また違うんよね。資格確認の期限っちゃうのは、カードの券面、見ても、書いてないんでね。マイナポータルに入っていって調べなあかんねんて。

だから、そういうややこしいことになってるから、ほんまに確実に資格確認書をね、必要な人に送られるんやろうかと。一瞬たりとも、無保険者をつくらない、このことが実現できるんか、これが私のちょっと気になってるところですね。それはどうですか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども、ちょっと保険証の更新のお話をさせていただいたんですが、本町におきましても毎年10月に保険証の更新をさせていただいております。この時点でマイナンバーカードと保険証のひもづけを行っていない方の情報につきましては、オンライン資格確認という形で、毎月、本町のほうから資格情報をやり取りしています。そちらのほうに、一応、マイナンバーカードとひもづけされている方の情報というのは蓄積されているというふうに聞いておりますので、そこから最新の情報をいただいて、その上でひもづけをされている方とされていない方を確認することができますので、ひもづけをされてない方につきましては、漏れなくお送りをさせていただけるように、確実にご本人さんのところにお届けできるように努めたいと考えております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私が聞いたのは、保証はあるんかって聞いたんですよ。一瞬たりとも無保険者を、これは国の制度で勝手にやられてることやからね、一瞬たりともつくらへん、そのことが実現で

きるんかって聞いてんけど、答えられますか。答えにくいかな。ちょっと時間のこともあるんで。

私は変わらないと思ってます。一瞬たりとも無保険者をつくらない、これはもう国民皆保険制度というすばらしい、日本が誇るべき制度なんだけれど、もちろん、転職とか就職とか引っ越しとか、いろんなことでね、無保険状態に本人はよ、手元にはないっていう状態はできることがあるんだけど、ただ、本人は持ってなくても、その瞬間、瞬間はどこかの保険には加入を必ずしてようになってるんですよ。それが大丈夫なんかなっていうね、機械の上では恐らくそうなるんやろうけれど、さっき言ったとおり、マイナンバーカードのほうはひもづけしててもそのひもづけの資格の有効期限が、調べないと分からない。もちろん切れる前に、連絡が来るらしいんやけどね。

これはね、私はとても危険なことやなというふうにと思ってます。医療機関でね、きちんと確認できへんかったらね、今日は確認できへんで、10割、払ってくださいって言われるわけですよ。私やったら、3割負担で済む。それが10割負担、一旦払ってくださいというふうに言われる。もうそんな実態が既に全国でたくさん出てますので、制度が勝手に決めた施策によってね、そんな人を生みたくないなと思ってます。

担当課としても非常に大変なご苦労やと思いますけれど、漏れなく送っていただきたいというふうに思います。

それでは、引き続いて、マイナ保険証を利用したときに、政府が言うように、本当にメリットがあるのかについてお聞きしたいと思うんです。

資料2をご覧くださいと思います。

これ、ちょっと皆さん、手元に紙で受け取っていただいている方は、裏写りしてるんでちょっと読みにくいんですけど、申し訳ありません。

資料2をご覧くださいと思います。

こちらは、後期高齢者医療保険証の更新のときなんで、今年7月に新しい保険証と一緒に同封されて送られてきたチラシなんですね。

これ、表と裏がありまして、この資料2の左側が表目です。右側が裏面にプリントされていたものを1枚のものにして、資料にさせていただいてます。

左側は、ここでも現行の保険証が発行されなくなると強調して、こうやったらマイナンバーカード、とっても簡単ってマイナちゃんが言ってますね。それでマイナ保険証の切替えを促進しているわけですね。

右側が裏面なんですけど、この紺色の部分で保険証を使うメリットが挙げられています。①から

③、書かれています。この③のね、手続なしで高額療養の高額医療の限度額を超える支払いを免除、これはねメリットとして挙げてもうてもかめへんなど私は思ってますけど①、②についてちょっとお聞きしていきたいと思います。

①医療費を20円節約できるとありますけれども、これはいつまでの措置か端的にお答えいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちらに書かれておりますメリットのうちの1、医療費を20円節約できるという部分ですが、こちらにつきましては、今年の4月の診療報酬改定の時点で改定されて、マイナンバーカードをお使いの方と現行の保険証をお使いの方と比べて、診療報酬に差が設定をされておりまして、マイナ保険証を使われているほうが20円、安くなります。これは、初診料分だけの話になるんですが、こちらの制度が、一応、11月診療分までというふうにお聞きしております。

以上です。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 そうなんですよ。今年の11月までなんですよね。そんなことも一切書いてない。これだけ見たらやね、20円、安なんのか。それで、おまけに初診だけでしょう。あのときに、何回も行ったら、毎回毎回、20円、安なんのかなって、私なんか思いますわ、もう自分の都合のええようにね。

もう、そんなところから言うてもね、私はもうほんまに欺瞞的やなというふうにして見てました。

②について聞きます。

よりよい医療を受けることができるとあります。そこに三行、説明、書いてますけどね。どんな薬、もろうてんかが分かるので、薬の飲み合わせを調整してもらえる、健康診断の結果を見ることができるので、病気の診断や治療に役立ててもらえるということのようなんですわ。

そうなりますと、お薬とか健康診断の情報というのは、瞬時にデータに反映されて、次、いつ行っても診察のときに役立ててもらえる、そういうことになってますか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えをいたします。

そちらにこちらのチラシに書かれているメリットの②ですが、過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、治療に役立てることができますと書いてありますが、これはあく

までご本人さんの同意の下という形になります。

同じ医療機関に通院されている場合でも、多分、ちょっと私もそこははっきり確認できてないので、あれですけども、同じ医療機関に行かれるのであれば、前回の治療歴がありますので分かりますけれども、ほかの医療機関に行かれた場合、同じように見ていただこうと思えば、当然、同意の下に、診療の内容を確認をいただく必要があるのかなというふうに考えます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、本人同意の下ということでしたね。それはもう前提としてあるんですよね。

確かに、マイナ保険証として利用するときね、この人が間違いなく中原 晶さんやということを確認しようとか、暗証番号とかで確認して、その後、あなたのお薬の情報を提供することに同意しますかって聞かれんねんね。ほんで、同意する。そこで同意せえへんっていうことを選んだら、見られへんね、診察のときもね。そんなん、知ってもらうことできへんわけやね。

健康情報についても、そうですね。同意しますかって出てきて、同意か不同意かを選ぶっていう欄があるわね。ほんで、本人同意の下ということは、そういう手続、取られるということは分かりますけれども、同じ医療機関なら確かに分かるんですよね。

ただ、お薬の飲み合わせとかいう話やったら、違う医療機関に行ったときの話ですよ、基本的にね。ほんで、これね、瞬時にデータは反映されないんです。実際には1か月半ぐらいかかります。だからね、よりよい医療を受けることができるというのは、私は看板に偽りありやというふうに思ってます。

大体、お医者さんが、過去の薬とか、例えば、その人が健康診断、受けてたとかね、そういう情報を診察のときに、つぶさにパソコン画面を見て、その上で診察しますか。皆さん、病院、行ったとき、どないですか。そんなこと、しはらへんでしょう。

お医者さんっちゅうのは、目の前にいる患者さんの病態を見て、それで、その人の訴えを聞いて、必要な検査をして判断する、それが医者ですやんか。

そんなね、もうデータ、それも1か月半ぐらい前のデータ、見たってしゃあないんですよね。

どこがよりよい医療なのかと、本当に不思議に思います。

お薬のことで言うたらね、これも患者に聞いたらええんですよ。お薬手帳、見たら分かるんです、一番最新の情報がね。だから、あんまり松本さんに怒ってもしゃあないんやけど、松本さんに怒ってるわけ、ちゃうんやけどね、ほんまに国が進めてることはひどいなというふうに思ってます。

それからね、今、診察のこととか言いましたけど、本当に受付でのトラブルが多いんですよね。

さっき言った顔認証がでけへん、それから資格が確認できない、この資格っちゅうんは、中原晶さんは、岬町の国民健康保険に加入してます。保険者は岬町です。その資格なんですよ。それが確認できない。

それから、名前の漢字。難しい漢字、使うてる人、おりますやろ。あんまりここにはいてないな、例えば、「さいとうさん」の「さい」、難しい字、使う「さい」、ありますわね。あんなんとか、「たかぎさん」の「たか」、「高」、使ってる「たか」とかね、あんなん、あつたらね、パソコン画面上ではね、読まれへんから、黒マルが出るんですね。そないなったらやね、受付の人はね、「すみません、高木さん、ちょっと来て、あなたの漢字、ちょっと教えて」っちゅう仕事が増えるわけなんですよ。

受付が一々時間がかかる、遅うなる、混む原因になる。こんなこと、やとつたらね、よい診療になりませんわ。小さい医療機関ほど、場所によつたらね、お医者さんが一人で受付もやり、診療もやる。特に歯科なんか、そんなところもあつたりするんですね。岬町ではあんまりないかな。

そうなんね、受付でトラブルが発生したら、診療にも影響するんですよ。どこがよりよい医療なんやと思います。

大体、お医者さんっちゅうのは、元来、よりよい医療を提供したいと思ってるから、医者、やってるわけでね、それを逆に阻害してるのが、私はマイナ保険証やというふうに思ってます。

もう、ひもづけの誤りもね、総点検、総点検って、えらい胸張って入りましたけどね、終了した後も、いっぱい誤登録が発生してきてるんですよ。

患者にとっても、医療従事者にとっても、よりよい医療から遠ざけるのがマイナ保険証になっているということを言いたいと思います。

そら、医療利用者、増えへんのは当然やなと。便利やつたらね、税金をわざわざ投入して宣伝なんかせんでも、自動的に利用者は増えます。

もう質問せえへんから。最後に、この質問のことで言いたいことを言わしてもうて、マイナ保険証については終わりますね。

なぜ、ここまでして、莫大な税金を投入して、手間暇かけてマイナ保険証を普及させようとするのか。メリットがあるというんやけど、一体誰にとってのメリットなのか、本当に疑問に私は思います。

これは、国民のあらゆる情報を政府が掌握して、行く行くは社会保障費の削減を狙っているんです。

どういうことかという、例えば、あなたは幾ら、税金を納めてますね。納付額に応じて、あ

あなたが受けられる医療は、介護保険のサービスは、ここまでですわと、こういうことを言うていて、使える社会保障を削っていく、こういうことを考えているのが、今の政府なんです。

これは社会保障ではありません。こういうことが、今、医療の中で進めますけども、ひもづけの問題ね。介護とか、ほかの社会保障にまで広がっていくことは目に見えてます。

さらに、集めた個人情報と企業に提供して、企業の儲けのために活用できるようにしています。

G7で、マイナンバーカードに、ありとあらゆる個人情報をひもづけようとしている国は日本だけという特異な国になっています。現行の保険証の存続をこの場でも主張するものでありますし、また、国保、後期高齢者医療の加入者に被害が及ばないように、必要な対策を講じるように求めて、この問題での質問を終えたいと思います。

次に、シルバー人材センターについて質問いたします。

シルバー人材センターについては、これまでの議会でも、センター内で発生した横領をはじめとした不正について質問を行ってきました。

今回は、前回の6月議会で、時間がなくなって質問できなかったことをお聞きしたいと思います。

まず、1点目、パッカー車の不正利用を明快にお認めになっていますけれども、岬町に与えた損害の金額については、6月議会のときは精査中でありました。総額、幾らの不正利用があったのか、また、その後、そのお金についてはどうなったのか、確認したいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　ご質問にお答えさせていただきます。

岬町シルバー人材センターが行った除草業務等で発生した草がらなどを美化センターで処分する際、本来支払うべき処分代を無料で取り扱われるごみとして搬入していた件につきましては、その後の調査におきまして、岬町シルバー人材センター事務局は、令和3年度、令和4年度の2年間で、処分重量1万4,930キログラム処分代で、14万9,300円が無料で処分していたと美化センターに報告がありましたが、美化センターが精査したところ、処分重量1万4,480キログラム、処分代が14万4,800円でした。

その後の対応につきましては、岬町シルバー人材センター理事長より、無料で処分していたことについておわびと、その処分代を支払いたい旨の申入れがございましたので、今後このようなことがないよう、岬町シルバー人材センター事務局には厳重に注意した上で請求書を発行し、令和6年6月24日付で領収されました。

以上です。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 金額を精査した結果、14万4,800円ということだったということですね。本来、払わなアカンかったのに払うてなかった金額ね。

それでね、理事長からおわびがあつて、支払いたいと。嚴重注意をして、払うてもうたということでありました。

私、6月議会のときにね、こんなこと、されたら、岬町としてはね、損害を受けたんやから、訴えを起こさへんのかと。要するに裁判やれやつていうことを言うたわけ。損害賠償請求ね。こういうことは考えなかったんですか。そのときは一応、考えるって口では言うてはりましたけど、どうですか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

岬シルバー人材センターには、高齢者の就労機会の拡大及び社会参加による生きがいに継続して事業を行ってもらいたいため、嚴重注意にとどめて、これ以上のことは難しいと考えました。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 問題は曖昧にしては、同じような誤りを発生させる、禍根を残すことになると思います。嚴重注意ということで、すごく厳しく注意をしたということなんだろうと類推したいと思います。

おっしゃるように、高齢者の就業機会の確保、継続してシルバー人材センターが運営していけることそのものは、岬町にとっても岬町の住民にとっても必要なことやと思うし、大事なことやと思います。ただ、いいかげんな対応はよくないということだけ、この問題では言うところだと思います。

新たな疑惑についてお聞きします。

これも、前回の一般質問で時間がなくなって聞けなかったんですけど、元事務局長の給与が増額されていた件について、新たにお尋ねをしたいと思います。

この元事務局長というのは、数々の不正をシルバー内部で主導してきた人物でありますけれども、2018年、2019年度、この2年間は、役場の職員という身分でシルバーに派遣されていたんですね。ですので、お給料は役場から支払われていました。役場の給料表に基づいてお給料が決まっていたと思います。

問題はその後、直接雇用されていた2020年度以降の3年間です。この期間に、役場職員だった時代よりも給料が上がってるということなんですけれども、その実態をお聞きしたいと思うんですが、お願いできますでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

元事務局長につきましては、直接、シルバー人材センターに雇用されて職員となった後の給与につきましては、岬町シルバー人材センター職員の給与に関する規定に基づいて決められているものと認識しております。

実態につきましては、具体的な金額等については、特定される個人のプライバシーに関わる情報であると考えられ、ここで答弁することは、プライバシーの侵害に当たる恐れがあるということで、この場では控えさせていただきます。

ただ、定年退職後、再任用職員として岬町から派遣された当時の給与につきましては、先ほど、議員、おっしゃられましたように、一般職の職員の給与に関する条例で規定する一般職給料表に基づき、適正に給料は設定されたということでございます。

以上です。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 シルバーの規定に基づいて支払われていた。その詳しい中身が聞きたいところなんですけれど、具体的にはプライバシー侵害のおそれがあるのではということで、答弁を避けられました。

私が聞いているのは、まず、役場の職員だったときですね、派遣されていた時期、この時期は、年間大体300万円弱ぐらいのお給料やったっていうふうに聞いてます。ほんで、直接雇用された後、2020年度からの3年間ね、この時期はね、一月の給与が、役場の職員として派遣されとったときから、一月の給与ですよ、5万円以上、増えとるっていう話なんですわ。一月ですよ。

それから、ボーナスの月数も、役場の職員として勤務してたときね、そのときの2倍前後に月数が増える。年間の給与にしたら、何倍にも増えたっていうことを聞いているんです。

それで、私がこれを聞くのはね、おっしゃるとおり、個人情報であるし、プライバシー侵害のおそれがあるかもしれません。ただ、この職員の給与っていうのは、岬町の補助金を決めるときの算定根拠になってるんですよ。要は、シルバーの職員の給料には岬町の住民の皆さんが払うてくれた税金が充当されてるっていうことなんです。だから、私はここで聞くんです。分かっていたらと思います。

それでね、プライバシー侵害のおそれがあるってということで、答弁、避けはりましたけれどもそんな姿勢ではあかんというふうに私は思ってるんですよ。

住民の皆さんがね、自分が払うた税金が、不正を働いた職員の給与になってるかもしれない、それも、お手盛りで引き上げられたかもしれん。そこに充てられてるかもしれんってなったらね、今みたいな答弁で納得すると、私は到底思えませんわ。

ですので、岬町の姿勢そのものを変える必要があるというふうに思っていることを申し上げておきたいと思います。

前の議会のときにね、よく、不正、起こってるやんか、今後、どないしていくねんって言って聞いたときに、連携を強化します、言うてはりましたね。強化されてると思うんですけど。

連携の強化はね、非常に重要やというふうに思うんです。ただ、仲良くすることと、なれ合うことは違うというふうに指摘しておきたいと思います。

ほんまの友人やったら、耳の痛いことも言うのが、ほんまの友情ですやんか、ね。そういう関係であっていただきたいなというふうに思っています。

かねてから繰り返し申し上げておりますけれども、シルバー人材センターという組織は、岬町にとっても、住民にとっても、なくてはならない組織やということを改めて最後に申し上げておきたいと思います。

岬町として連携・サポートもしながら、過去の不正について厳格な姿勢を持って対応することが、住民の皆さんの信頼を取り戻す一つの方向性であるということを強調して、今回の質問については終えたいと思います。ご協力ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 中原晶君の質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。次の会議は、明日9月4日、午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。ご苦労さまでした。

(午後 4時50分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和6年9月3日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 奥 野 学

議 員 道 工 晴 久